

## 3.2 社会的状況

### 3.2.1 人口及び産業の状況

#### 1. 人口の状況

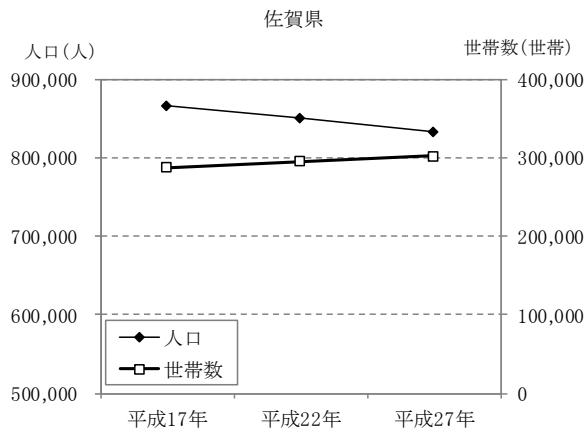
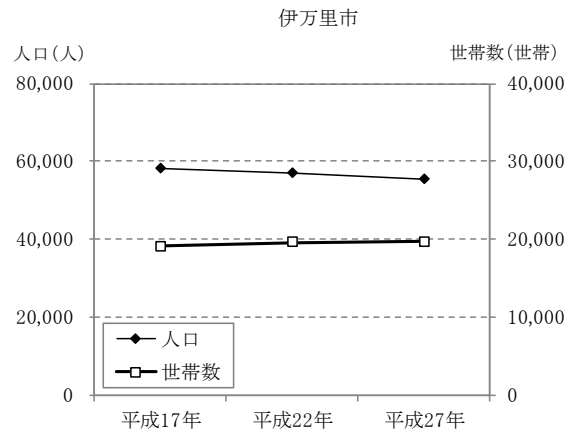
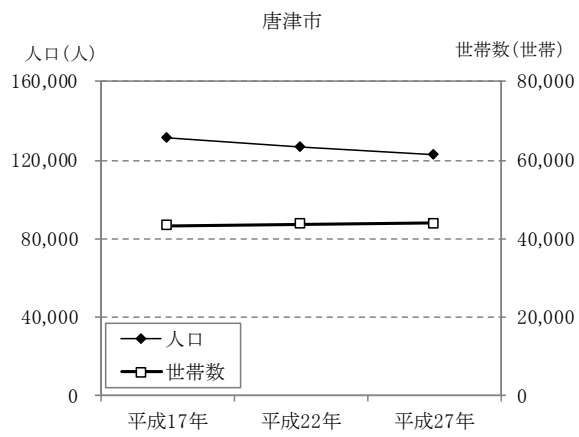
唐津市、伊万里市及び佐賀県の人口及び世帯数の推移は第 3.2-1 表及び第 3.2-1 図のとおりである。

第 3.2-1 表 人口及び世帯数の推移

区 分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総 数	男	女	
唐津市	平成 17 年	131,116	61,167	69,949	43,378
	平成 22 年	126,926	59,221	67,705	43,651
	平成 27 年	122,785	57,547	65,238	43,872
伊万里市	平成 17 年	58,190	27,632	30,558	19,118
	平成 22 年	57,161	27,265	29,896	19,614
	平成 27 年	55,238	26,395	28,843	19,698
佐賀県	平成 17 年	866,369	408,230	458,139	287,431
	平成 22 年	849,788	400,136	449,652	295,038
	平成 27 年	832,832	393,073	439,759	302,109

注：平成 17 年については、平成 22 年 10 月 1 日現在の市町村の境域に基づき組み替えた人口及び世帯数。

〔平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成



〔「平成17年、22年、27年 国勢調査」(総務省統計局)より作成〕

第3.2-1 図 人口及び世帯数の推移

## 2. 産業の状況

唐津市、伊万里市及び佐賀県の産業別就業者数は第3.2-2表のとおりである。平成27年10月1日現在の産業別就業者数の割合は、唐津市及び伊万里市ともに第三次産業の占める割合が高い。

第3.2-2表 産業別就業者数（平成27年10月1日現在）

（単位：人、斜字：％）

産 業	唐津市	伊万里市	佐賀県
第一次産業	7,008 (11.9)	2,582 (9.2)	34,634 (8.4)
農 業	6,081	2,495	30,728
林 業	87	32	453
漁 業	840	55	3,453
第二次産業	13,477 (22.9)	8,891 (31.8)	96,255 (23.5)
鉱業、採石業、砂利採取業	69	9	150
建設業	6,069	2,518	33,866
製造業	7,339	6,364	62,239
第三次産業	37,208 (63.2)	16,304 (58.4)	266,782 (65.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	633	148	2,434
情報通信業	357	141	4,055
運輸業、郵便業	2,275	1,099	18,424
卸売、小売業	8,431	3,582	59,385
金融、保険業	834	418	8,338
不動産業、物品賃貸業	492	202	4,029
学術研究、専門・技術サービス業	1,236	516	8,614
宿泊業、飲食サービス業	3,403	1,334	21,105
生活関連サービス業、娯楽業	2,175	1,014	14,809
教育、学習支援業	2,621	1,193	19,791
医療、福祉	8,758	4,309	61,381
複合サービス事業	844	424	5,283
サービス業（他に分類されないもの）	3,241	1,123	21,851
公務（他に分類されるものを除く）	1,908	801	17,283
分類不能の産業	1,139 (1.9)	143 (0.5)	12,566 (3.1)
総 数	58,832	27,920	410,237

注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。

〔平成27年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成

(1) 農 業

唐津市、伊万里市及び佐賀県の主要な農作物作付（栽培）経営体数は第 3.2-3 表のとおりである。

平成 27 年における主要な農作物作付（栽培）経営体数は、唐津市及び伊万里市ともに稲が最も多くなっている。

第 3.2-3 表 主要な農作物作付（栽培）経営体数（平成 27 年）

（単位：経営体）

種 類	唐津市	伊万里市	佐賀県
稲	2,259	1,790	10,491
麦 類	32	65	1,351
雑 穀	12	14	83
いも類	175	58	422
豆 類	45	105	1,689
工芸農作物	149	24	648
野菜類	1,344	595	6,838
花き類・花木	120	34	431
その他の作物	58	141	922

〔「2015年世界農林業センサス」（農林水産省HP、閲覧：平成29年7月）より作成〕

(2) 林 業

唐津市、伊万里市及び佐賀県の所有形態別林野面積は第 3.2-4 表のとおりである。

平成 27 年における林野面積は、唐津市では 25,422ha、伊万里市では 14,034ha となっている。

第 3.2-4 表 所有形態別林野面積（平成 27 年）

（単位：ha）

区 分	林野面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他官庁	小 計	独立行政法人等	公有林	私有林
唐津市	25,422	2,257	2,255	2	23,165	1,079	2,589	19,497
伊万里市	14,034	1,678	1,677	1	12,356	100	635	11,621
佐賀県	110,507	15,271	15,206	65	95,236	3,674	13,131	78,431

〔「2015年世界農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

### (3)水産業

唐津市、伊万里市及び佐賀県の主要な漁業種類別漁獲量は第 3.2-5 表、主要な魚種別漁獲量は第 3.2-6 表のとおりである。

平成 27 年における漁獲量の総数は、唐津市では 10,214t、伊万里市では 210t となっている。

第 3.2-5 表 主要な漁業種類別漁獲量（平成 27 年）

（単位：t）

種 類	唐津市	伊万里市	佐賀県
沖合底びき網 1 そうびき	—	—	—
沖合底びき網 2 そうびき	—	—	—
小 型 底 び き 網	76	0	1,737
船 び き 網	793	x	840
さけ・ます流し網	—	—	—
かじき等流し網	—	—	—
そ の 他 の 刺 網	113	1	4,516
さんま棒受網	—	—	—
大 型 定 置 網	x	—	x
小 型 定 置 網	x	—	874
そ の 他 の 網 漁 業	—	x	1,457
遠洋まぐろはえ縄	—	—	—
近海まぐろはえ縄	—	—	—
沿岸まぐろはえ縄	—	—	—
そ の 他 の は え 縄	188	108	301
近 海 い か 釣	—	—	—
沿 岸 い か 釣	642	—	657
ひ き 網 釣	x	x	100
そ の 他 の 釣	114	3	142
採 貝 ・ 採 藻	328	1	362
そ の 他 の 漁 業	76	x	107
計（実数）	10,214	210	18,005

- 注：1. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。  
 2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。  
 3. 「0」は単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）を示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 27 年）」  
 （農林水産省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

第 3.2-6 表 主要な魚種別漁獲量（平成 27 年）

（単位：t）

種 類	唐津市	伊万里市	佐賀県
まぐろ類	x	x	8
かじき類	0	—	0
かつお類	x	x	14
さめ類	x	0	x
さけ・ます類	—	—	—
このしろ類	x	x	319
にしん類	—	—	—
いわし類	664	73	737
あじ類	4,227	19	4,249
さば類	2,723	—	2,723
さんま類	x	—	x
ぶり類	85	0	89
ひらめ・かれい類	17	0	25
たら類	—	—	—
ほっけ類	—	—	—
きちじ類	—	—	—
はたはた類	—	—	—
にぎす類	—	—	—
あなご類	4	2	10
たちうお類	x	x	42
たい類	194	2	204
いさき類	43	1	47
さわら類	x	x	250
すずき類	33	2	57
いかなご類	—	—	—
あまだい類	10	0	11
ふぐ類	13	0	13
その他の魚類	531	105	710
えび類	16	0	490
かに類	6	1	18
おきあみ類	—	—	—
貝類	225	0	1,916
いか類	906	2	925
たこ類	x	0	x
うに類	98	—	100
海産ほ乳類	x	—	x
その他の水産動物類	20	0	4,967
海藻類	43	0	44
漁獲量合計	10,214	210	18,005

- 注：1. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。  
 2. 「x」は個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。  
 3. 「0」は単位に満たないもの（例：0.4t → 0t）を示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 27 年）」  
 （農林水産省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

#### (4) 商業

唐津市、伊万里市及び佐賀県の商業の状況は第 3.2-7 表のとおりである。

平成 26 年の年間商品販売額は、唐津市では 150,122 百万円、伊万里市では 84,958 百万円となっている。

第 3.2-7 表 商業の状況（平成 26 年）

業種	区分	唐津市	伊万里市	佐賀県
卸売業	事業所数（事業所）	230	124	1,789
	従業者数（人）	1,466	859	13,883
	年間商品販売額（百万円）	61,406	40,812	756,326
小売業	事業所数（事業所）	1,038	442	6,613
	従業者数（人）	5,960	2,532	40,448
	年間商品販売額（百万円）	88,716	44,145	709,037
合計	事業所数（事業所）	1,268	566	8,402
	従業者数（人）	7,426	3,391	54,331
	年間商品販売額（百万円）	150,122	84,958	1,465,363

注：平成 26 年 7 月 1 日時点の値である。

〔「平成 26 年商業統計表」（経済産業省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

#### (5) 工業

唐津市、伊万里市及び佐賀県の工業の状況は第 3.2-8 表のとおりである。

平成 26 年における製造品出荷額等は、唐津市では 13,739,217 万円、伊万里市では 30,967,844 万円となっている。

第 3.2-8 表 工業の状況（従業員 4 人以上）（平成 26 年）

区分	唐津市	伊万里市	佐賀県
事業所数（事業所）	163	141	1,407
従業者数（人）	5,984	7,332	58,424
製造品出荷額等（万円）	13,739,217	30,967,844	173,565,453

注：平成 26 年 12 月 31 日時点の値である。

〔「平成 26 年工業統計調査」（経済産業省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

### 3.2.2 土地利用の状況

#### 1. 土地利用の状況

唐津市及び伊万里市の土地利用の状況は、第3.2-9表及び第3.2-2図のとおりである。

第3.2-9表 地目別土地利用の現況（平成27年）

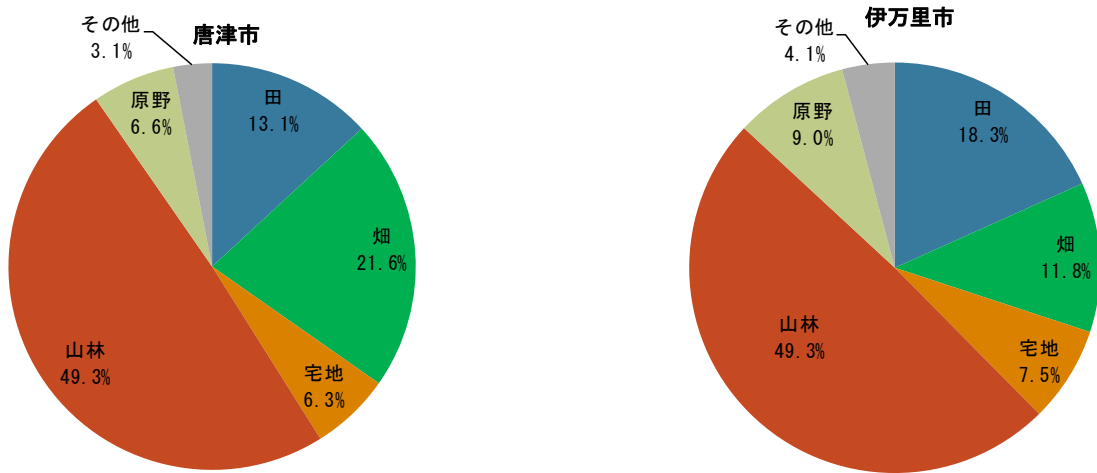
（単位：ha、（ ）内は％）

市	総数	田	畑	宅地	山林	原野	その他
唐津市	33,126 (100)	4,352 (13.1)	7,153 (21.6)	2,100 (6.3)	16,326 (49.3)	2,175 (6.6)	1,020 (3.1)
伊万里市	16,896 (100)	3,087 (18.3)	1,993 (11.8)	1,274 (7.5)	8,329 (49.3)	1,515 (9.0)	698 (4.1)

注：1. 土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、課税対象外の土地（官、公有地、公共用地、墳墓地、公共用水路、用悪水路、ため池、保安林、学校用地及び神社・寺院などの境内など）を除く。

2. 割合の合計は四捨五入の関係で100%にならないことがある。

〔佐賀県統計年鑑（平成27年度版）〕（佐賀県HP、閲覧平成29年7月）より作成



〔佐賀県統計年鑑（平成27年度版）〕（佐賀県HP、閲覧平成29年7月）より作成

第3.2-2図 地目別土地利用の現況



## 2. 土地利用規制の状況

### (1) 都市地域

事業実施想定区域及びその周囲の都市地域は第 3.2-3 図のとおりであり、事業実施想定区域には都市地域が分布している。

### (2) 農業地域

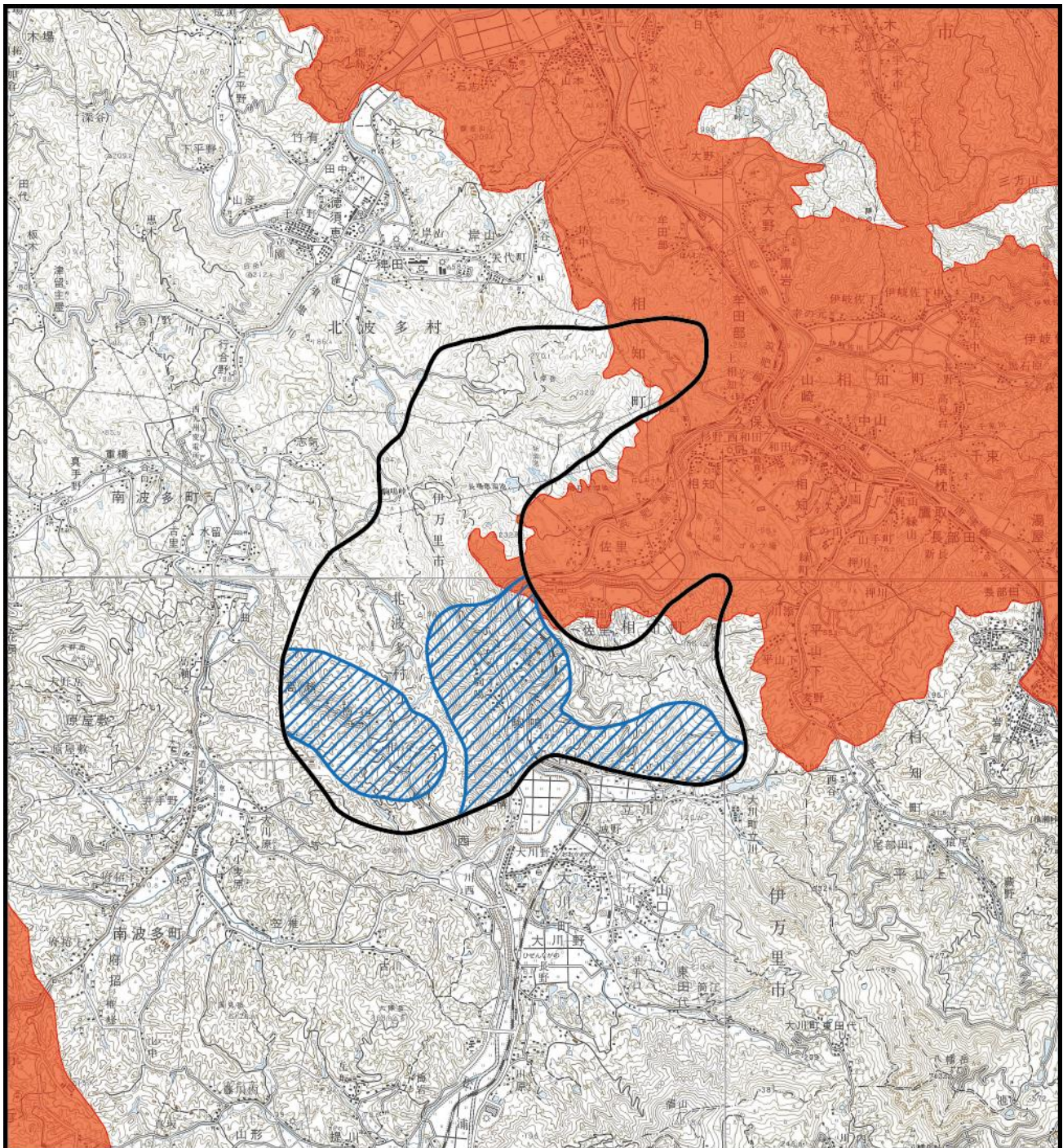
事業実施想定区域及びその周囲の農業地域は第 3.2-4 図のとおりであり、事業実施想定区域には農業地域が分布している。

### (3) 森林地域




事業実施想定区域及びその周囲の森林地域は第 3.2-5 図のとおりであり、事業実施想定区域には森林地域が分布している。

### (4) 都市計画用途地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）の規定に基づく用途地域の指定はない。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）
-  都市地域

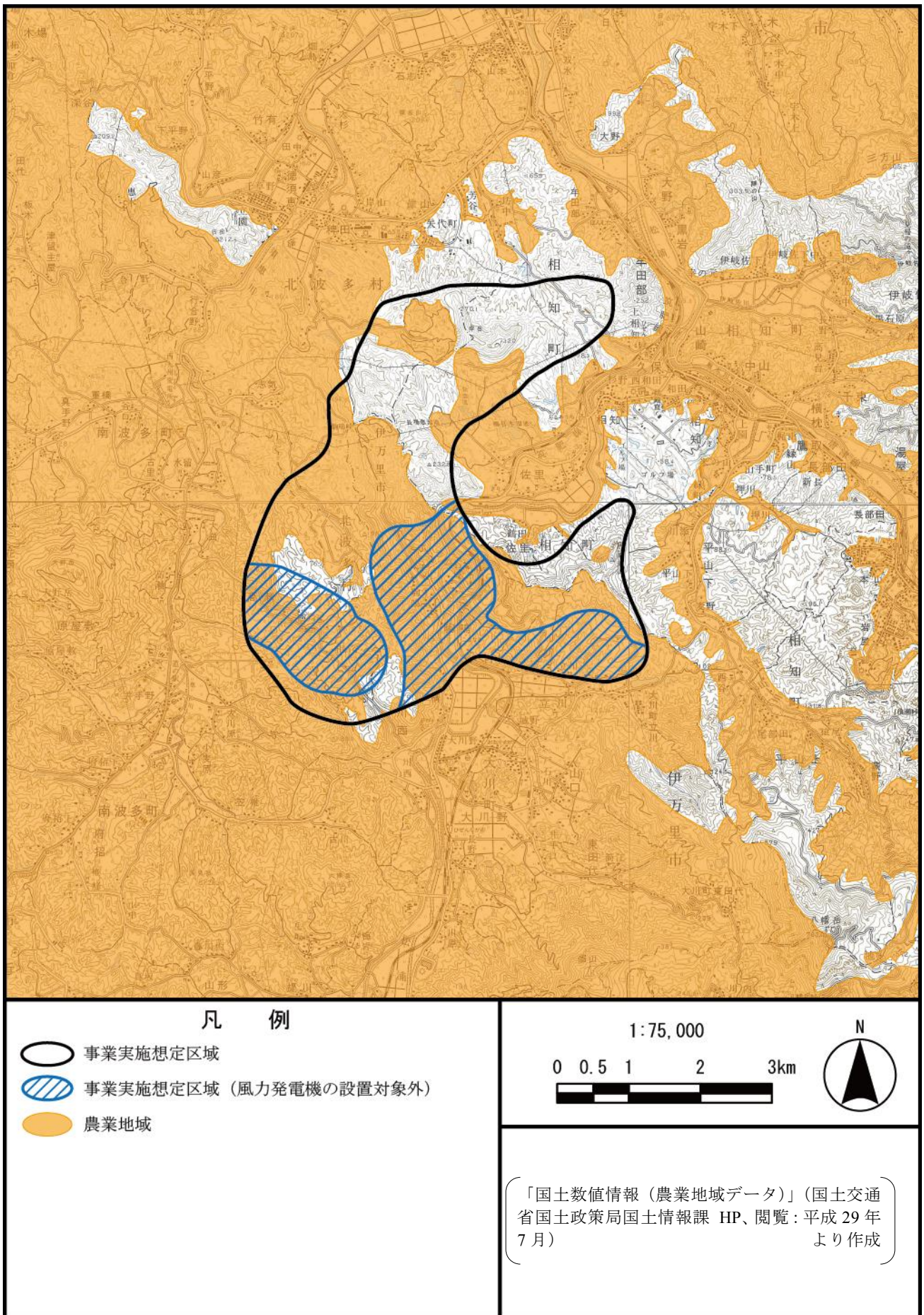
1:75,000

0 0.5 1 2 3km

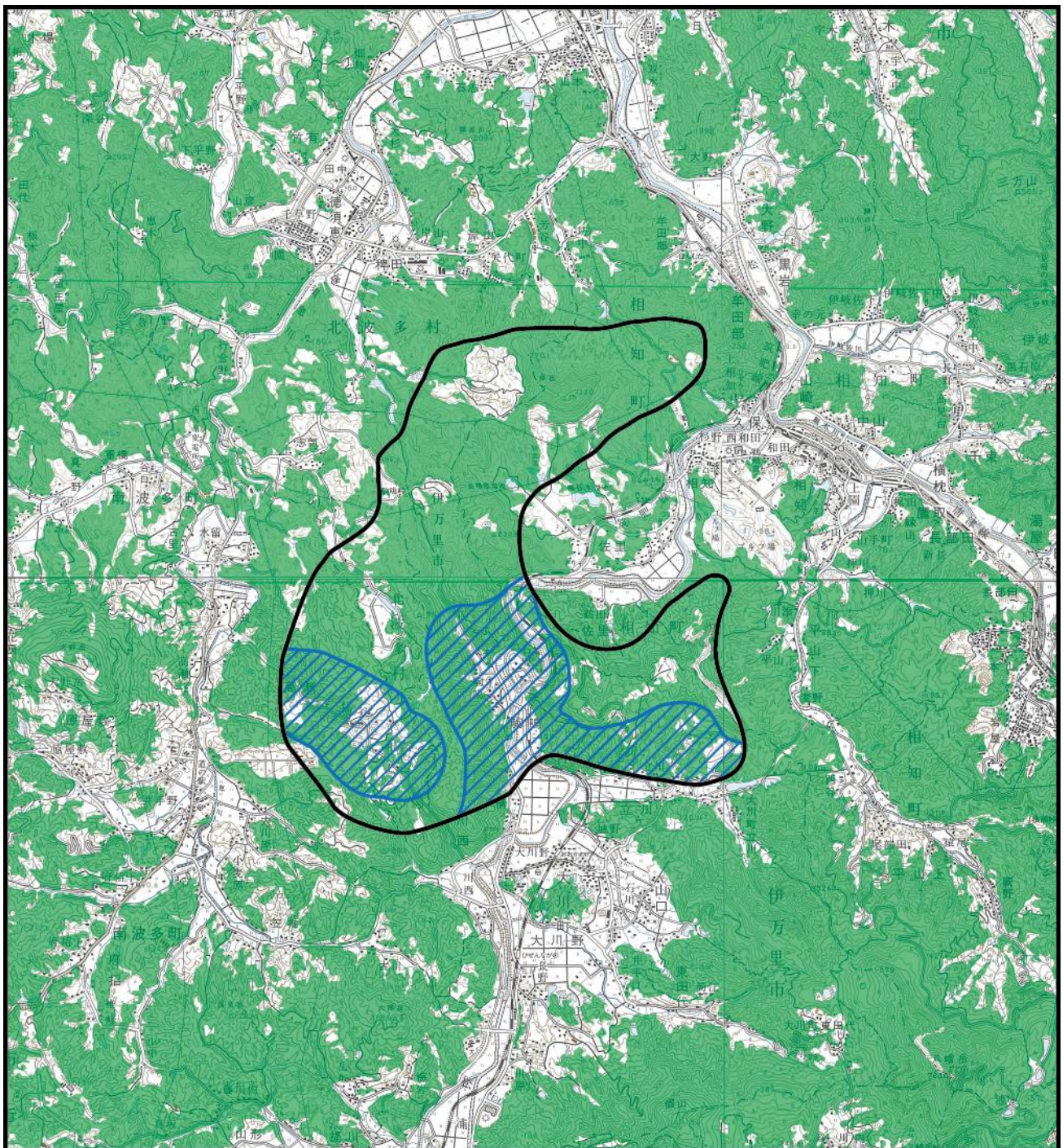


「国土数値情報（都市地域データ）」（国土交通  
省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年  
7 月）より作成




第 3.2-3 図 土地利用基本計画図（都市地域）



第 3.2-4 図 土地利用基本計画図（農業地域）



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）
-  森林地域

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



「国土数値情報（都市地域データ）」（国土  
交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平  
成 29 年 7 月）より作成

第 3.2-5 図 土地利用基本計画図（森林地域）

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川及び湖沼の利用状況

事業実施想定区域及びその周囲における河川の利用の状況は、松浦川水系松浦川、巖木川を水道用水の水源としている。また、農業用水は、事業実施想定区域及びその周囲の松浦川及び点在しているため池を利用している。

事業実施想定区域及びその周囲における上水道、簡易水道の取水状況は第 3.2-10 表のとおりであり、水道用水の取水地点は第 3.2-6 図のとおりである。

なお、事業実施想定区域及びその周囲の河川には、第 3.2-11 表及び第 3.2-7 図のとおり漁業権が設定されている。

第 3.2-10 表(1) 取水状況（上水道）（平成 27 年度）

事業主体名	年間取水量（千 m <sup>3</sup> ）							湧水	合計
	表流水			地下水					
	ダム	湖水	自流	伏流水	浅井戸	深井戸			
唐津市	1,258	23	11,430	1,619	22	5	—	14,357	
伊万里市	6,061	—	—	—	—	—	—	6,061	

注：「—」は出典に値の記載がないことを示す。

〔「平成 27 年度版佐賀県の水道」（佐賀県、平成 29 年）より作成〕

第 3.2-10 表(2) 取水状況（簡易水道）（平成 27 年度）

市	箇所数 (箇所)	計画給水 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	実績年間取水量						
				表流水		地下水		湧水		計
				カ所	取水量(m <sup>3</sup> )	カ所	取水量(m <sup>3</sup> )	カ所	取水量(m <sup>3</sup> )	
唐津市	2	1,000	424	—	—	2	36,408	—	—	36,408
伊万里市	13	7,501	5,468	8	303,991	4	137,233	4	96,821	538,045

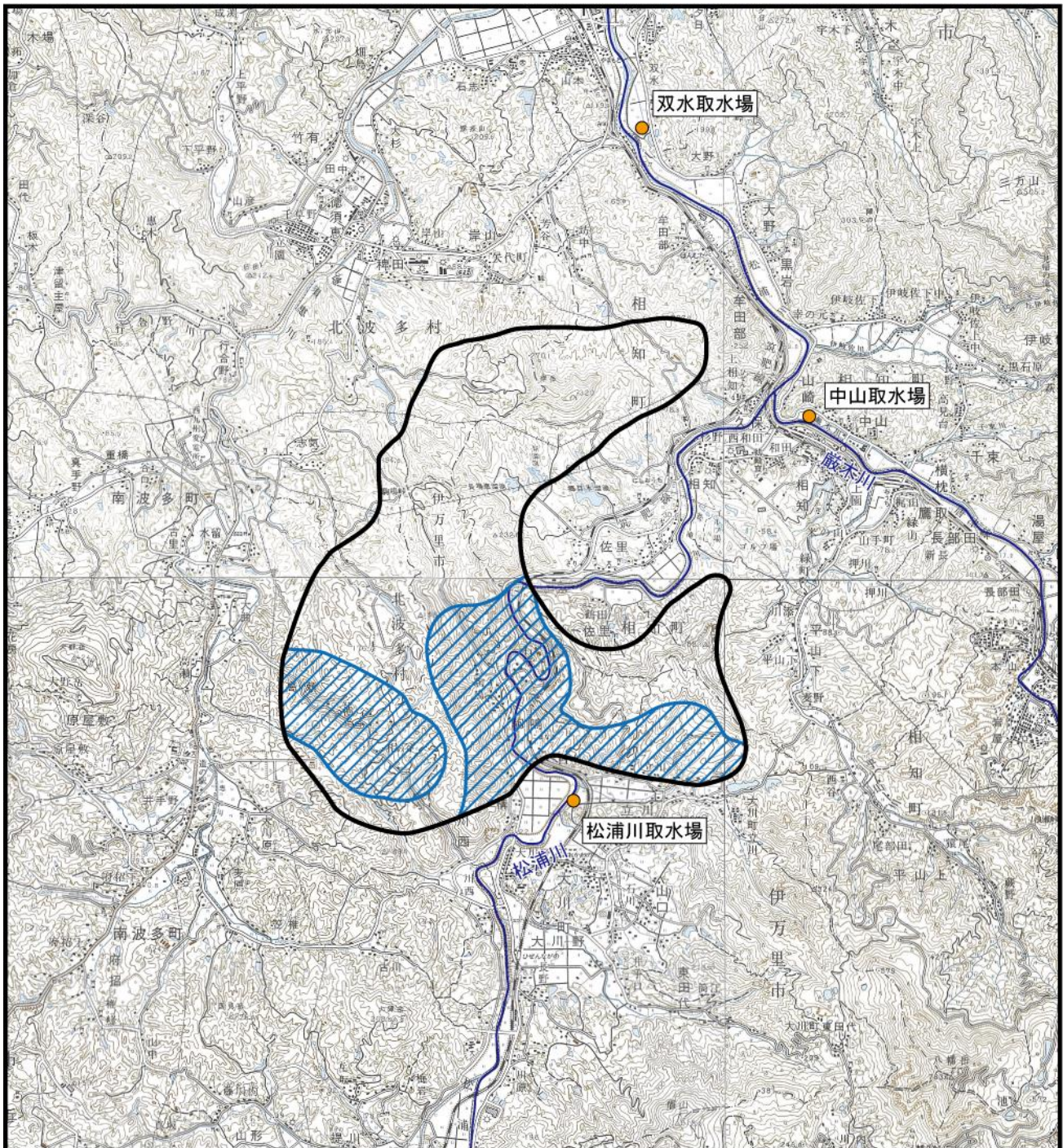
注：「—」は出典に値の記載がないことを示す。

〔「平成 27 年度版佐賀県の水道」（佐賀県、平成 29 年）より作成〕





第 3.2-11 表 内水面漁業権の内容

免許番号	漁場の位置及び 漁場の区域	漁業の名称	漁業の時期	漁業権者
内共第 4 号	唐津市巖木町及び相知町の巖木川、杉宇土川、アセゼ川、星領川、天川及び浦川内川の区域	あゆ	6 月 1 日～12 月 31 日	巖木町漁業協同組合
		やまめ	2 月 1 日～9 月 30 日	
		こい	1 月 1 日～12 月 31 日	
内共第 5 号	唐津市相知町内の伊岐佐川及び左伊岐佐川の水域	やまめ	2 月 1 日～9 月 30 日	相知町伊岐佐漁業協同組合
		あゆ	6 月 1 日～12 月 31 日	
		こい、ふな、おいかわ、かわむつ	1 月 1 日～12 月 31 日	
内共第 6 号	伊万里市大川町の松浦川の区域	こい	1 月 1 日～12 月 31 日	大川町漁業共同組合
		うぐい	6 月 1 日～3 月 31 日	

〔「松浦川水系流域及び河川の概要」（国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (風力発電機の設置対象外)
-  取水地
-  河川

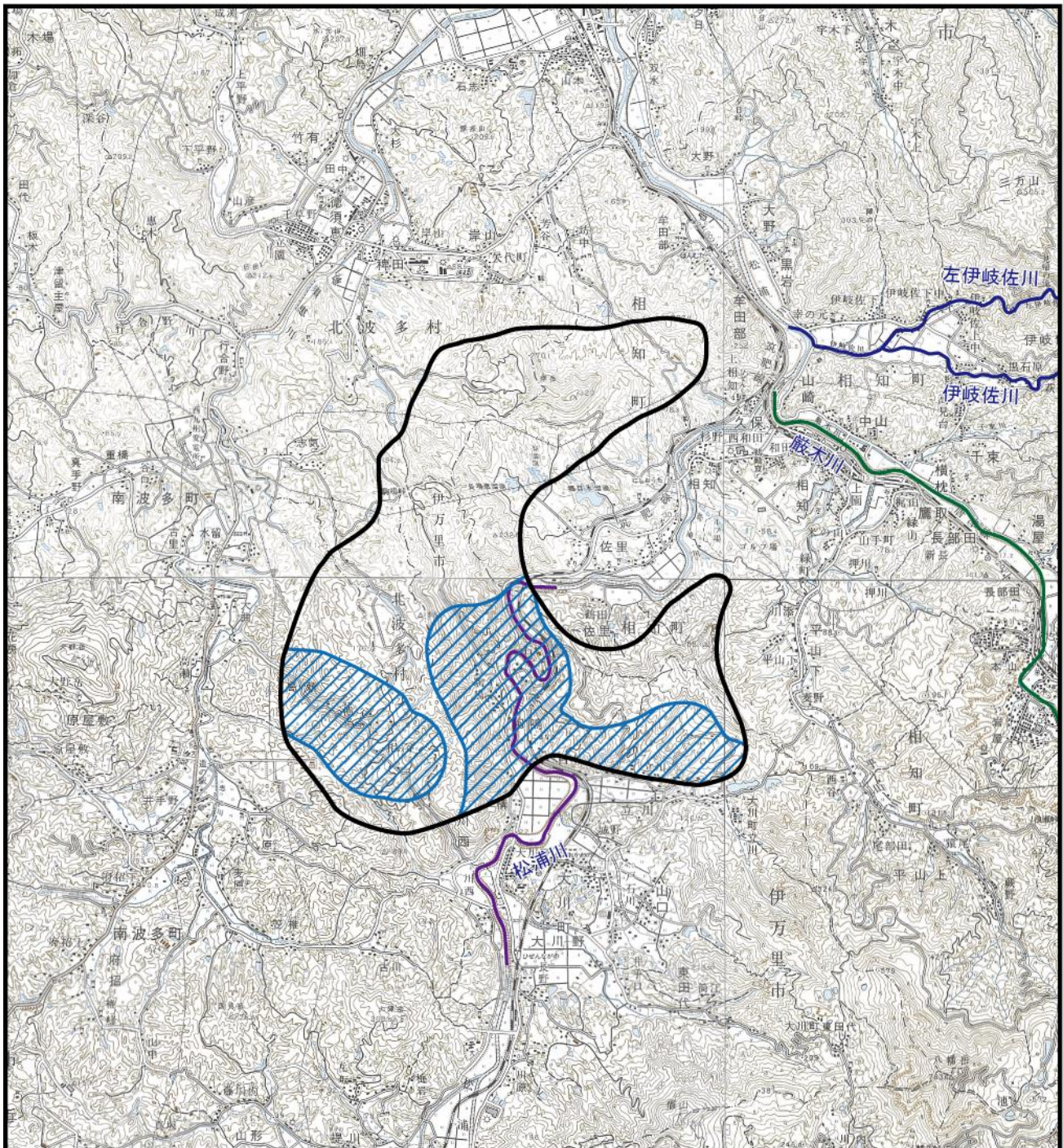
1:75,000

0 0.5 1 2 3km








「伊万里の水道 100 年誌」(伊万里市、平成 27 年)  
 唐津市へのヒアリング  
 伊万里市へのヒアリング  
 より作成

第 3.2-6 図 水道用水の取水地の位置



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (風力発電機の設置対象外)
-  内共第4号
-  内共第5号
-  内共第6号

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



〔「松浦川水系流域及び河川の概要」(国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成〕

第 3.2-7 図 内水面漁業権の設定状況

## 2. 地下水の利用状況

唐津市及び伊万里市における上水道及び簡易水道による水源別年間取水量は第 3.2-10 表のとおり地下水（伏流水、浅井戸、深井戸）や湧水からの取水があり、その取水量の約 9%となっている。

なお、事業実施想定区域及びその周囲では、上水道及び簡易水道での地下水や湧水からの取水はない。



### 3.2.4 交通の状況

#### 1. 陸上交通の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路の状況は第 3.2-8 図のとおりであり、一般国道 202 号、一般国道 203 号、一般国道 497 号（唐津伊万里道路）、主要地方道 38 号（相知山内線）、主要地方道 40 号（浜玉相知線）等があげられる。

なお、平成 27 年度の交通量調査結果は第 3.2-12 表のとおりである。

第 3.2-12 表 主要道路の交通状況（平成 27 年）

（単位：台）

路線名	番号	交通量観測地点	交通量 (昼間 12 時間)	交通量 (24 時間)
一般国道 202 号	1	千々賀神田線～唐津北波多線	7,169	9,391
	2	唐津北波多線～唐津市・伊万里市境	7,097	9,265
	3	唐津市・伊万里市境～塩屋大曲線	7,097	9,084
	4	塩屋大曲線～一般国道 498 号	14,877	19,043
一般国道 203 号	5	町切線（唐津市道）～伊万里畑川内蔵木線	8,854	10,802
	6	伊万里畑川内蔵木線～一般国道 203 号	8,281	10,103
	7	一般国道 203 号～	2,956	3,606
一般国道 497 号 (唐津伊万里道路)	8	浜玉相知線～一般国道 497 号	6,859	8,848
	9	一般国道 497 号～唐津北波多線	7,370	9,523
	10	唐津北波多線～塩屋大曲線	6,381	8,308
一般国道 498 号	11	一般国道 202 号～一般国道 498 号	—	—
主要地方道 32 号 (伊万里畑川内蔵木線)	12	塩屋大曲線～一般国道 202 号	548	674
	13	一般国道 202 号～八幡岳公園線	3,035	3,733
	14	八幡岳公園線～大川野停車場線	—	—
	15	大川野停車場線～平山相知線	1,313	1,589
	16	平山相知線～川古平山上線	854	1,016
	17	川古平山上線～一般国道 203 号	978	1,164
主要地方道 38 号 (相知山内線)	18	一般国道 203 号～大川野	3,229	4,015
主要地方道 40 号 (浜玉相知線)	19	一般国道 497 号～山崎町切線	8,809	11,011
主要地方道 50 号 (唐津北波多線)	20	一般国道 497 号～一般国道 202 号	3,144	3,836
主要地方道 52 号 (山本波多津線)	21	一般国道 203 号～一般国道 202 号	4,324	5,362
	22	一般国道 202 号～伊万里畑川内蔵木線	1,390	1,827
一般県道 237 号 (駒鳴停車場線)	23	～相知山内線	223	261
一般県道 238 号 (大川野停車場線)	24	～伊万里畑川内蔵木線	224	262
一般県道 258 号 (半田鬼塚線)	25	～浜玉相知線	687	845
一般県道 259 号 (平山相知線)	26	伊万里畑川内蔵木線～一般国道 203 号	1,252	1,502
一般県道 264 号 (山崎西相知停車場線)	27	一般国道 203 号 ～ 相知山内線	2,854	3,510
一般県道 297 号 (塩谷大曲線)	28	伊万里畑川内蔵木線～一般国道 202 号	3,633	4,469
一般県道 315 号 (川古平山上線)	29	八幡岳公園線～伊万里畑川内蔵木線	380	467
一般県道 323 号 (八幡岳公園線)	30	～伊万里畑川内蔵木線	256	300
一般県道 328 号 (相知唐津浜玉線)	31	一般国道 203 号～七山唐津線	1,523	1,828
一般県道 341 号 (山崎町切線)	32	浜玉相知線～相知唐津浜玉線	2,339	2,877
	33	相知唐津浜玉線～一般国道 203 号	1,343	1,652

注：1. 表中の番号は第 3.2-8 図中の番号に対応する。

2. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

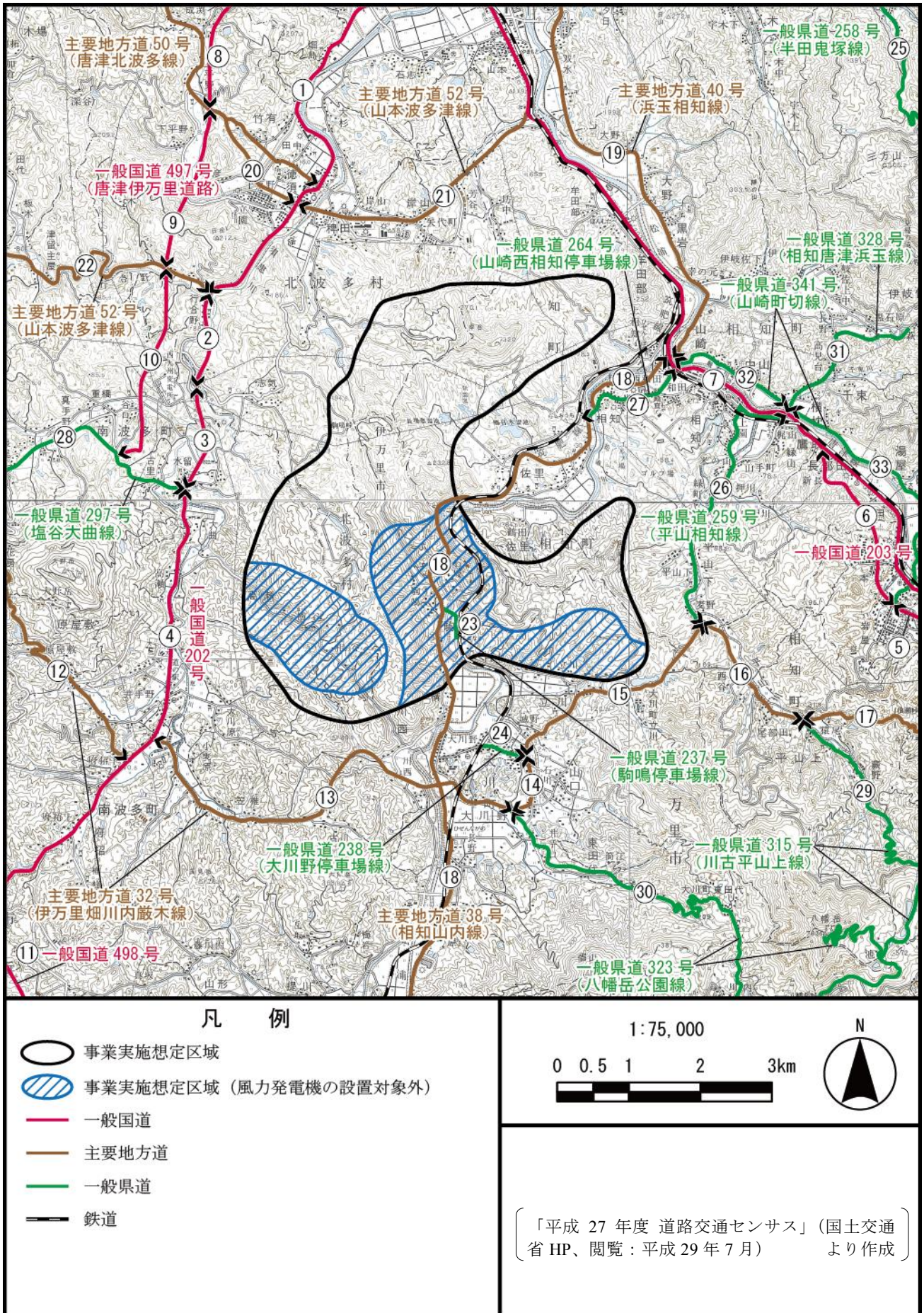
24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 12 時間の斜体字は平成 17 年度交通量と平成 17 年度及び平成 22 年度ともに交通量を観測した区間からの推計値である。

4. 24 時間の斜体字は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推計値である。

5. 「—」は出典に値の記載がないことを示す。

〔平成 27 年度 道路交通センサス〕（国土交通省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成



第 3.2-8 図 主要道路網

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、福祉施設等があげられる。事業実施想定区域及びその周囲における環境保全上配慮すべき施設は、第3.2-13表及び第3.2-9図のとおりである。

なお、事業実施想定区域には、これらの環境保全上配慮すべき施設はない。

また、住居の配置の概況は第3.2-9図のとおりである。

第3.2-13表(1) 環境保全上配慮すべき施設（学校）

区分	施設名	所在地
幼保連携型認定こども園	相知エルアンこども園	唐津市相知町中山 3571-2
小学校	相知小学校	唐津市相知町相知 1810-1
	伊岐佐小学校	唐津市相知町伊岐佐甲 60
	北波多小学校	唐津市北波多徳須恵 416
	大川小学校	伊万里市大川町大川野 2050-1
	南波多小学校	伊万里市南波多町井手野 3100
中学校	相知中学校	唐津市相知町相知 2482
	北波多中学校	唐津市北波多徳須恵 303
	南波多中学校	伊万里市南波多町井手野 2900
	東陵中学校	伊万里市松浦町提川 200
高等学校	唐津工業高等学校	唐津市石志中ノ尾 3072-1
特別支援学校	唐津特別支援学校	唐津市山本 788-12

「国土数値情報（学校データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成29年7月）  
 「佐賀県の学校－総括表・学校一覧－」（佐賀県 HP、閲覧：平成29年7月）より作成

第3.2-13表(2) 環境保全上配慮すべき施設（医療機関）

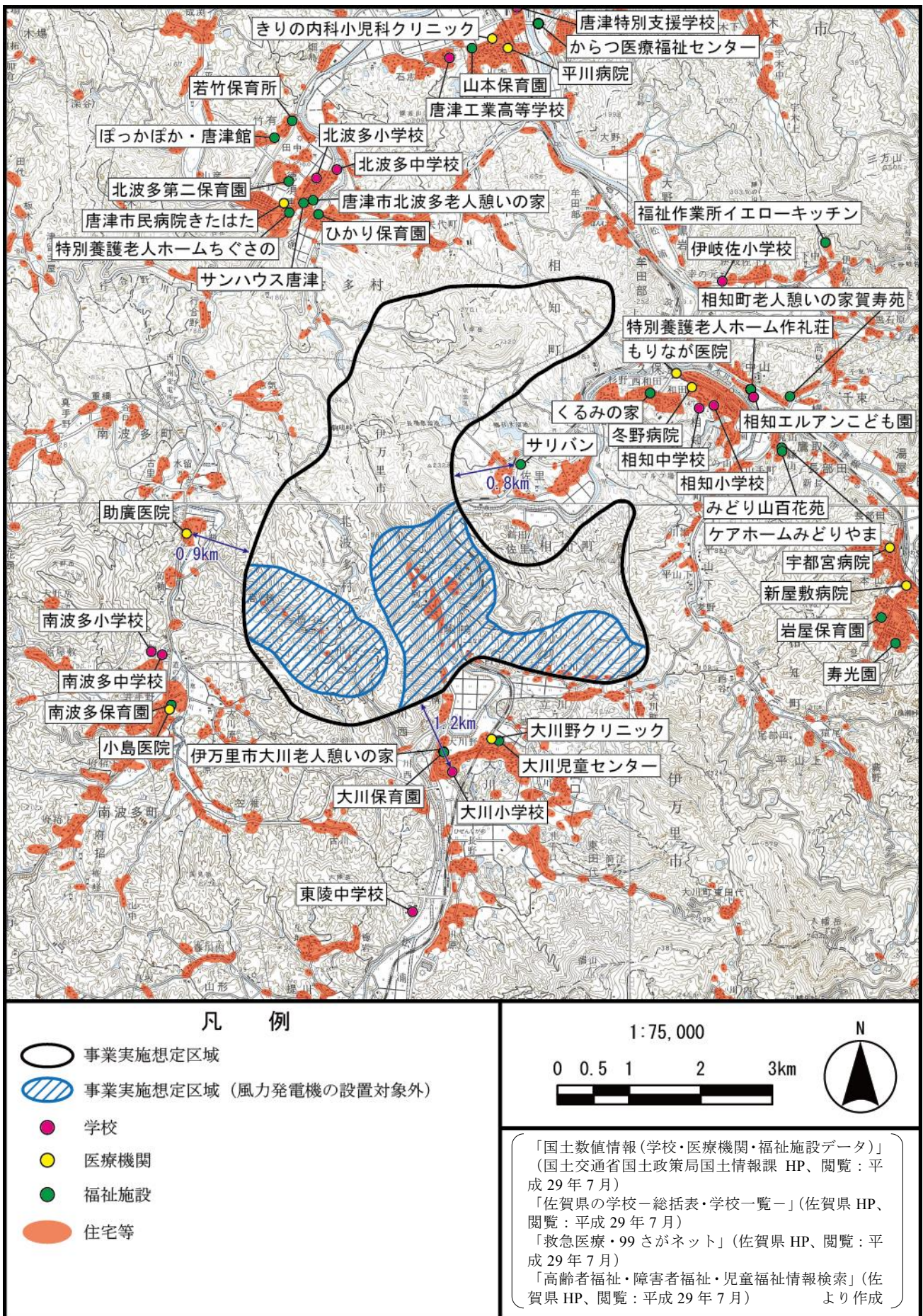
区分	施設名	所在地
医療機関	平川病院	唐津市山本 644-5
	きりの内科小児科クリニック	唐津市山本 1561-1
	宇都宮病院	唐津市巖木町本山 386-1
	新屋敷病院	唐津市相知町町切 898-3
	冬野病院	唐津市相知町相知 2264
	もりなが医院	唐津市相知町相知 3060-1
	唐津市民病院きたはた	唐津市北波多徳須恵 1424-1
	大川野クリニック	伊万里市大川町大川野片竹 3143-1
	助廣医院	伊万里市南波多町大曲 85
	小島医院	伊万里市南波多町井手野 2462

「国土数値情報（医療機関データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成29年7月）  
 「救急医療・99さがネット」（佐賀県 HP、閲覧：平成29年7月）より作成

第 3.2-13 表 (3) 環境保全上配慮すべき施設 (福祉施設)

区 分	施設名	所在地	
児童福祉施設	保育所	山本保育園	唐津市山本 3213-2
		岩屋保育園	唐津市巖木町岩屋 1055-1
		若竹保育園	唐津市北波多竹有 2789-6
		北波多第二保育園	唐津市北波多田中 639-1
		ひかり保育園	唐津市北波多稗田 1889-4
		大川保育園	伊万里市大川町大川野 3836-13
		南波多保育園	伊万里市南波多町井手野 2493-1
児童センター	大川児童センター	伊万里市大川町大川野 3119-1	
障害者支援施設	福祉ホーム	くるみの家	唐津市相知町相知 2575-5
	療養介護施設	からつ医療福祉センター	唐津市双水 2806
	就労継続支援	福祉作業所イエローキッチン	唐津市相知町伊岐佐乙 115
老人福祉施設	養護老人ホーム	寿光園	唐津市巖木町岩屋 530-1
		サリバン	唐津市相知町佐里 1646-13
	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム作礼荘	唐津市相知町 3544-1
		特別養護老人ホームちぐさの	唐津市北波多徳須恵 1201-1
	有料老人ホーム	みどり山百合苑	唐津市相知町相知 533-32
		ぼっかばか・唐津館	唐津市北波多竹有 2640-1
		サンハウス唐津	唐津市北波多徳須恵 1178-4
	その他施設	ケアホームみどりやま	唐津市相知町相知 533-35
		相知町老人憩いの家賀寿苑	唐津市相知町中山 3780
		唐津市北波多老人憩いの家	唐津市北波多徳須恵 1097-12
伊万里市大川老人憩いの家		伊万里市大川町大川野 3836-1	

〔「国土数値情報 (福祉施設データ)」(国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)  
 〔「高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉情報検索」(佐賀県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成〕



第 3.2-9 図 環境保全上配慮すべき施設の状況及び住宅の配置の概況

### 3.2.6 下水道の整備の状況

唐津市、伊万里市及び佐賀県における下水道の処理人口普及状況及び汚水処理人口普及状況は第3.2-14表のとおりである。

平成27年度末における汚水処理人口普及率は唐津市で87.7%、伊万里市で69.1%となっている。また、下水道普及率は唐津市で69.5%、伊万里市で53.6%となっている。

第3.2-14表 下水道処理人口普及状況（平成27年度末）

区 分	住民基本台帳人口 (千人)	汚水処理普及人口 (千人)	汚水処理人口普及率 (%)	下水道普及率 (%)
唐津市	125.6	110.2	87.7	69.5
伊万里市	56.1	38.8	69.1	53.6
佐賀県	838.9	680.2	81.1	58.3

〔「佐賀県の汚水処理人口普及状況【平成27年度末】」（佐賀県HP、閲覧：平成29年7月）より作成〕

### 3. 2. 7 廃棄物の状況

#### 1. 一般廃棄物の状況

唐津市、伊万里市及び佐賀県における一般廃棄物の処理状況は第 3.2-15 表のとおりである。

平成 27 年度におけるごみ総排出量は唐津市で 39,237t、伊万里市で 16,550t となっている。

第 3.2-15 表 一般廃棄物処理施設の整備状況（平成 27 年度）

区 分		唐津市	伊万里市	佐賀県
ごみ総排出量	計画収集量(t)	37,288	13,276	237,422
	直接搬入量(t)	1,413	2,241	29,448
	集団回収量(t)	536	1,033	6,115
	合 計(t)	39,237	16,550	272,985
ごみ処理量	直接焼却量(t)	32,593	13,384	222,688
	直接最終処分量(t)	4	0	4
	焼却以外の中間処理量(t)	2,927	2,102	38,148
	直接資源化量(t)	3,177	31	6,035
	合 計(t)	38,701	15,517	266,875
中間処理後再生利用量(t)		1,059	1,050	36,780
リサイクル率(%)		12.2	12.8	17.9
最終処分量(t)		4,646	1,492	17,688

注：リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100  
 [「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成]

#### 2. 産業廃棄物の状況

佐賀県における平成 26 年度の産業廃棄物の排出状況は、第 3.2-16 表のとおりであり、平成 26 年度の 1 年間の排出量は 3,089 千 t である。

また、唐津市及び伊万里市における産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の施設数は第 3.2-17 表、立地状況は第 3.2-10 図のとおりであり、中間処理施設 292 か所、最終処分場 14 か所となっている。



第 3.2-16 表 産業廃棄物の排出状況（平成 26 年度）

(単位：千 t)

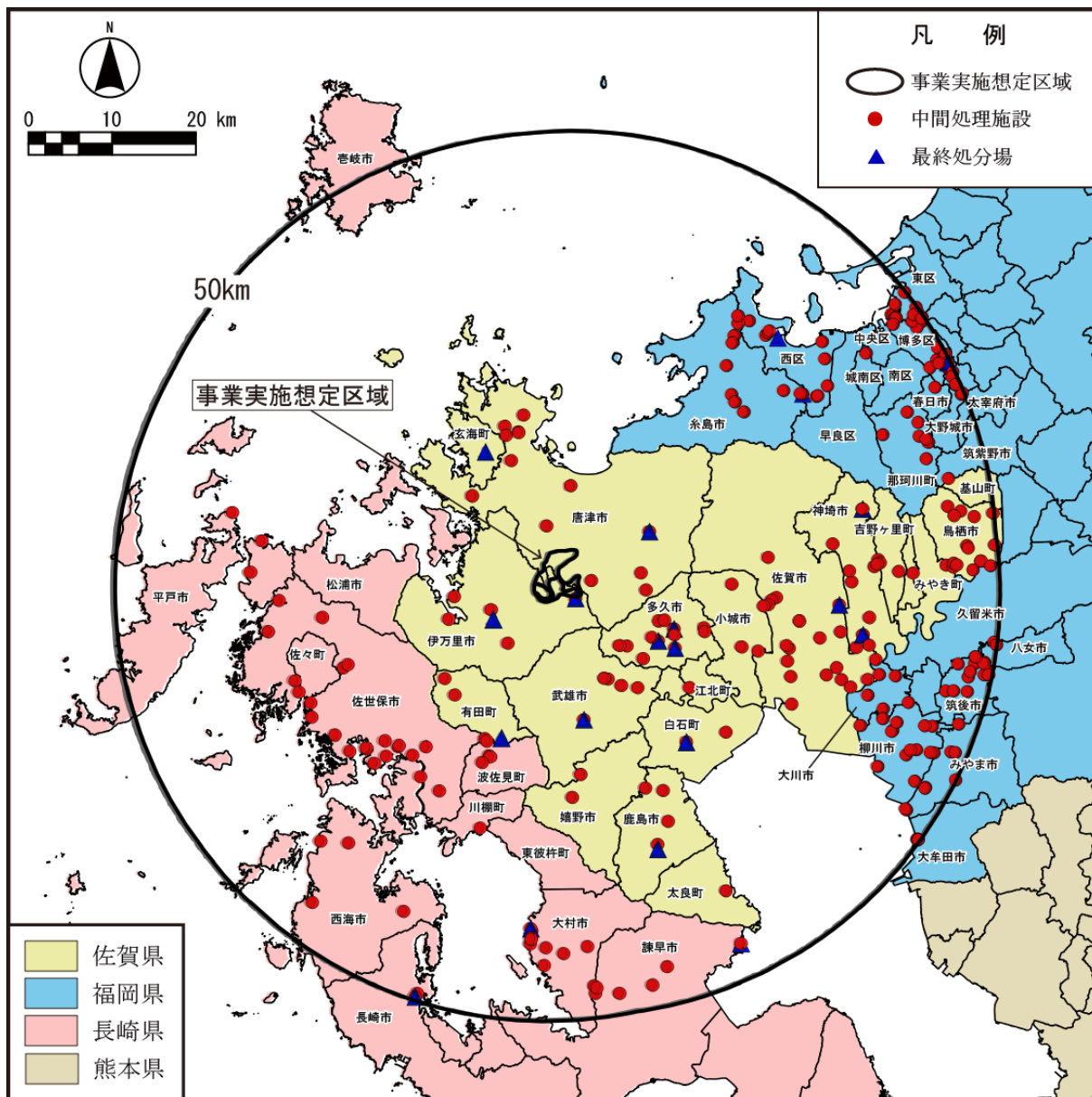
県	排出量	有効利用量	減量化量	その他量	最終処分量
佐賀県	3,089	1,570	1,444	2	73

〔佐賀県廃棄物処理計画〕（佐賀県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕

第 3.2-17 表 産業廃棄物処理施設数（平成 24 年度）

県	市町村	中間処理施設	最終処分場
佐賀県	唐津市	15	1
	佐賀市	22	1
	鳥栖市	16	0
	多久市	15	0
	伊万里市	5	2
	武雄市	6	1
	鹿島市	4	1
	小城市	2	0
	嬉野市	3	0
	神埼市	11	1
	吉野ヶ里町	3	0
	みやき町	2	0
	玄海町	0	1
	有田町	2	1
	江北町	1	0
	白石町	1	1
太良町	1	0	
長崎県	佐世保市	24	0
	大村市	11	0
	長崎市	3	1
	諫早市	6	1
	西海市	4	0
	東彼杵町	6	0
	平戸市	3	0
福岡県	糸島市	12	1
	福岡市	42	1
	春日市	1	0
	大野城市	7	0
	那珂川町	10	0
	大宰府市	2	0
	筑紫野市	1	0
	筑後市	13	0
	みやま市	8	0
	柳川市	17	0
	大川市	7	0
大牟田市	6	0	
合 計		292	14

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成〕



「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」  
 （国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）より作成

第 3.2-10 図 廃棄物処理施設等の分布状況（50km 範囲）

### 3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令等

##### (1) 環境基準

##### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められており、その内容は第3.2-18表(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については第3.2-18表(2)の基準がそれぞれ定められている。

第3.2-18表(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	
<ol style="list-style-type: none"> <li>環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</li> <li>浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</li> <li>二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。</li> <li>光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</li> <li>微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</li> </ol>	

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」

(平成21年環境省告示第33号)より作成

第 3.2-18 表 (2) 大気汚染に係る環境基準 (有害大気汚染物質)

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	

〔「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 4 号)より作成〕

② 騒 音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づき定められている。

佐賀県では第 3.2-19 表のとおり地域の類型のあてはめが行われているが、事業実施想定区域及びその周囲はいずれも該当していない。

第 3.2-19 表 (1) 騒音に係る環境基準【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型	基準値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA：特に静穏を要する地域とされるが、佐賀県内には該当地域はない。

類型 A：都市計画法の用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

類型 B：都市計画法の用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

類型 C：都市計画法の用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

〔「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成 24 年佐賀県告示第 120 号)より作成〕

第 3.2-19 表(2) 騒音に係る環境基準【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

〔「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)より作成〕

第 3.2-19 表(3) 騒音に係る環境基準【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

〔「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)より作成〕

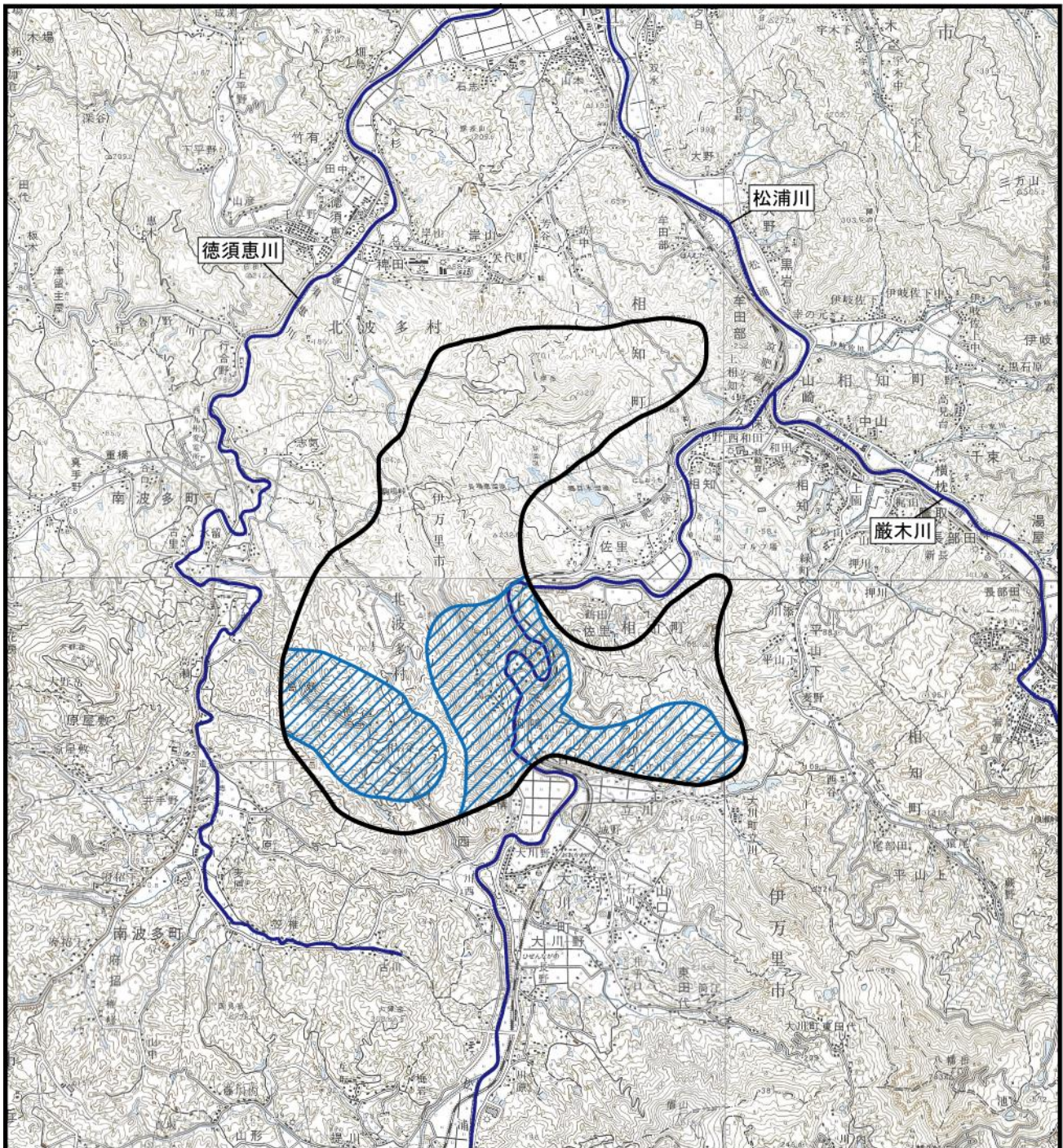
### ③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき定められている。




環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第3.2-20表のとおりであり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、第3.2-21表及び第3.2-22表のとおりであり、河川、湖沼ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。事業実施想定区域及びその周囲において、第3.2-11図のとおり松浦川水系の河川は河川A類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第3.2-23表のとおりすべての地下水について定められている。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (風力発電機の設置対象外)
-  河川A類型

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



〔「平成 27 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(佐賀県 HP、平成 29 年) より作成〕

第 3.2-11 図 水域の環境基準類型指定の状況

第 3.2-20 表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成]



第 3.2-21 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成]

第 3.2-21 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成]

第 3.2-22 表 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、日間平均値とする。 3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- 注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成]

第 3.2-22 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級 (特殊なものを除く) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級 (特殊なもの) 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用  
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用  
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

第 3.2-22 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成

第 3.2-22 表(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成〕

第 3.2-23 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号)より作成〕

#### ④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は第3.2-24表のとおりである。

第3.2-24表 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</li> <li>カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</li> <li>「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</li> </ol>

〔土壌の汚染に係る環境基準について〕(平成3年環境庁告示第46号)より作成

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は第 3.2-25 表のとおりである。

第 3.2-25 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
 2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。  
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。  
 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）より作成

## (2) 規制基準等

### ① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省第 1 号）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、佐賀県内は一律で 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

### ② 騒音

騒音の規制については、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は第 3.2-26 表～第 3.2-28 表のとおりである。

佐賀県では用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、事業実施想定区域及びその周囲は第 2 種区域に指定されている。

第 3.2-26 表 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル
備考 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次のとおりである。 (1) 第 1 種区域；良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 (2) 第 2 種区域；住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 (3) 第 3 種区域；住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 (4) 第 4 種区域；主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域				

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域及び規制基準」（平成 24 年唐津市告示第 107 号）

「特定施設設置届等（騒音・振動）について」（伊万里市 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）

より作成



第 3.2-27 表 特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
1号区域	85 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を 超えないこと	連続6日を 超えない こと	日曜日 その他の休日 でないこと
2号区域		午後10時から 翌日の午前6時の 時間内でないこと	14時間を 超えないこと		

〔「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)  
 「特定建設作業に伴って発生する騒音規制する区域」(平成24年唐津市告示第108号)  
 「特定工場等の種類と基準」(伊万里市HP、閲覧：平成29年7月) 〕より作成

第 3.2-28 表 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		(6:00~22:00)	(22:00~6:00)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15m、2車線を越える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

2. a区域；第1種区域

ただし、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域により地域の類型をあてはめられた地域については、A類型（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域）をあてはめられた地域

b区域；第2種区域

ただし、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域により地域の類型をあてはめられた地域については、B類型（第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域）をあてはめられた地域

c区域；第3種区域及び第4種区域

ただし、騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域により地域の類型をあてはめられた地域については、C類型（近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）をあてはめられた地域

〔「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)  
 「騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分」(平成24年唐津市告示第109号)  
 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく自動車騒音の限度を定める総理府令の備考に規定するa区域、b区域及びc区域」(平成24年伊万里市告示第33号) 〕より作成

### ③ 振 動

振動の規制については、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準及び要請限度は第 3.2-29 表～第 3.2-31 表のとおりである。

佐賀県では用途地域に応じた規制地域及び基準値の指定を行っており、事業実施想定区域に第 1 種区域がある。

第 3.2-29 表 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注：第 1 種区域；良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域；住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

〔「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）  
 「振動規制法に基づく振動の規制地域及び規制基準」（平成 24 年唐津市告示第 110 号）  
 「特定施設設置届等（騒音・振動）について」（伊万里市 HP、閲覧：平成 29 年 7 月）  
 より作成〕

第 3.2-30 表 特定建設作業に伴って発生する振動に関する規制基準

地域の区分	基準値	作業時刻	1 日当たりの作業時間	連続作業時間	作業日
1 号区域	75 デシベル	午後 7 時から 翌日の午前 7 時の 時間内でないこと	10 時間を 超えないこと	連続 6 日を 超えない こと	日曜日 その他の休日 でないこと
2 号区域		午後 10 時から 翌日の午前 6 時の 時間内でないこと	14 時間を 超えないこと		

備考

1. 1 号区域；
  - 1 第 1 種区域
  - 2 第 2 種区域
  - 3 第 3 種区域
  - 4 第 4 種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲 80 メートルの区域内
    - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
    - (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所
    - (3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
    - (4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
    - (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
2. 2 号区域；振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、1 号区域以外の区域

〔「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）より作成〕

第 3.2-31 表 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (7:00～20:00)	夜 間 (20:00～7:00)
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：第 1 種区域；良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域；住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

〔「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)

「道路交通振動の限度に関する区域及び時間の区分」(平成 24 年唐津市告示第 112 号)

〕より作成

#### ④ 水質汚濁

事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づき全国一律の排水基準(有害物質 28 物質、生活環境 15 項目)が定められている(第 3.2-32 表)。なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

第 3. 2-32 表(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（健康項目）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	<p>1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）より作成〕

第 3.2-32 表(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（生活環境項目）

項 目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L(日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L(日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>※ 「環境大臣が定める湖沼」 昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」 平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）</p>

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）より作成〕

⑤ 悪 臭

悪臭の規制については、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号) 第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事(政令市長)が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度
- ・第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数・臭気排出強度)の許容限度
- ・第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度(あるいは臭気指数)の許容限度

佐賀県では、「特定悪臭物質濃度」による地域の規制が行われており、その基準は第 3.2-33 表のとおりである。

第 3.2-33 表(1) 悪臭に係る規制基準(敷地境界線の地表)

(単位：ppm)

特定悪臭物質名	許容限度
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

注：平成 24 年唐津市告示第 113 号、平成 24 年伊万里市告知 36 号で示した区域に適用

〔「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号)  
 「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」(平成 24 年唐津市告示第 113 号)  
 「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」(平成 24 年伊万里市告示第 36 号)より作成〕

### 第 3.2-33 表(2) 悪臭に係る規制基準（気体排出口）

- ① 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

（この式において、 $q$ 、 $He$  及び  $Cm$  は、それぞれ次の値を表わすものとする。

$q$ ：流量（単位：温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算して立方メートル毎時）

$He$ ：②に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位：メートル）

$Cm$ ：第 3.2-33 表(1)に規定する特定悪臭物質の規制基準として定められた値（単位：百万分率）

②に規定する方法により補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。）

- ② 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He=Ho+0.65(Hm+Ht)$$

$$Hm=(0.795\sqrt{Q \cdot V})/(1+(2.58/V))$$

$$Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot (2.03 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J=(1/(\sqrt{Q \cdot V})) \times (1460 - 296 \times (V/(T-288))) + 1$$

（これらの式において、 $He$ 、 $Ho$ 、 $Q$ 、 $V$  及び  $T$  は、それぞれ次の値を表わすものとする。

$He$ ：補正された排出口の高さ（単位：メートル）

$Ho$ ：排出口の実高さ（単位：メートル）

$Q$ ：温度 15 度における排出ガスの流量（単位：立方メートル毎秒）

$V$ ：排出ガスの排出速度（単位：メートル毎秒）

〔「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年唐津市告示第 113 号）  
「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年伊万里市告示第 36 号）より作成〕

### 第 3.2-33 表(3) 悪臭に係る規制基準（排水水）

特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排水水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合に係る排水水中の濃度の許容限度は、当分の間、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

$$CLm = k \times Cm$$

（この式において、CLm、k 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。）

CLm：排水水中の濃度（単位 1 リットルにつきミリグラム）

k：次表に掲げる悪臭物質の種類及び同表に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排水水の量ごとに同表に掲げる値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Cm：第 3.2-33 表(1)に規定する悪臭物資の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

（単位：mg/L）

特定悪臭物質	当該事業場から敷地外に排出される排水水の量（m <sup>3</sup> /s）		
	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

〔「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年唐津市告示第 113 号）  
 「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（平成 24 年伊万里市告示第 36 号）より作成〕



## ⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく区域の指定に係る基準は第 3.2-34 表のとおりである。唐津市市街地に「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」があるが、事業実施想定区域及びその周囲には「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、唐津市及び伊万里市において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

第 3.2-34 表(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）より作成〕

第 3.2-34 表(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）より作成〕

### ⑦ 地盤沈下

地盤沈下については、佐賀県において、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号）に基づく規制地域の指定はない。

なお、佐賀県では「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」（昭和 56 年閣議決定）に基づき地盤沈下に対しての施策が実施されているが、唐津市及び伊万里市は当該規制地域ではない。

### ⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

### ⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）により、事業活動等に伴って相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣に温室効果ガス算定排出量の報告が定められている。

なお、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

また、佐賀県では、「佐賀県環境の保全と創造に関する条例」（平成 14 年佐賀県条例第 48 号）第 82 条第 1 項に基づく県の環境負荷低減計画及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画」として、「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」（平成 21 年 3 月策定、平成 24 年 3 月改定）により温暖化対策を推進しており、温室効果ガスの削減目標は「平成 30 年度は基準年度（平成 24 年度）比で 6.0%の削減を目指すこと」と定められている。

### (3) その他の環境保全計画等

#### ① 佐賀県環境基本計画

佐賀県では、環境保全と経済発展が両立し、環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現していくために、平成 12 年 3 月に「佐賀県環境基本計画」が策定されている。

平成 28 年 3 月に策定された「第 3 期佐賀県環境基本計画」（佐賀県、平成 28 年）では、平成 28 年度から概ね 5 年間を対象期間として、「温暖化対策、生活環境保全、自然環境保全など環境を保全する」ことを基本として、そのための「環境をを考えて行動する人づくり」や「自然環境を利活用しながら環境への関心や理解を深める」などの施策が相互に関連し合い、環境の視点から暮らしの豊かさを実現するために、10 年程度先を展望し、県民の主要な活動と舞台や背景に分けて第 3.2-35 表に示す目指す姿を設定している。また、目指す姿を実現するための施策の展開は第 3.2-36 表のとおりである。

第 3.2-35 表 佐賀県を目指す姿

項目	目指す姿
くらし	省資源・省エネルギー型ライフスタイルが定着しています。 身近な自然や歴史的な町並み等の豊かな環境と調和した地域になっています。
まちづくり	快適で持続可能なまちづくりが進められています。
産業	環境・エネルギー関連産業や環境負荷の少ない産業の振興が進み、環境と経済の好循環が生まれています。
自然	佐賀の豊かな自然の保全・再生、利用が図られ、私たちの生活と多様な動植物に潤いを与えています。
安全・安心な環境	安全への取組が充実し、安心して暮らせるための、きめ細かな情報が提供されています。
参加	県民、CSO、事業者、行政などの各主体が、日常の活動の中で、環境を良くする取組に積極的に参加しています。

注：CSO は、Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県では NPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体のことである。

〔「第 3 期佐賀県環境基本計画」（佐賀県、平成 28 年）より作成〕

第 3.2-36 表 施策の展開

施策	実施項目
地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進	①地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギー等の推進
安全・安心で快適な生活環境の保全	①大気環境の保全 ②水環境・土壌環境の保全 ③玄海原子力発電所周辺環境安全対策 ④化学物質等による環境リスクの低減に向けた取組
循環型社会の実現	①循環型社会の形成促進 ②安全・安心な廃棄物対策
多様な自然環境の保全・活用	①生物多様性の保全・活用～生物多様性佐賀県戦略～ ②有明海の再生 ③地域環境の保全と再生 ④自然環境の利活用
環境を考えて行動する人づくり	①環境教育・環境学習等の推進 ②各主体のネットワークによる環境への取組の推進
環境を考えた地域づくり	①環境情報の充実と発信 ②危機管理体制の充実 ③多様な環境保全の手法の活用 ④環境関連・環境負荷の少ない産業の振興 ⑤豊かで潤いのある地域づくり ⑥環境負荷低減に向けた生活圏・交通体系づくり ⑦広域的取組（共同調査研究など）

〔第 3 期佐賀県環境基本計画〕（佐賀県、平成 28 年）より作成]

## ② 唐津市総合計画

唐津市では、「市民、地域との連携により唐津市の均衡ある継続的な発展と新たな時代に対応した魅力的な「唐津」を創造する」ことを目的として、「第 2 次唐津市総合計画」（唐津市、平成 27 年）が策定されている。「第 2 次唐津市総合計画」の構想概念は第 3.2-37 表のとおりであり、計画は「基本構想」と「基本計画」で構成され、計画期間は、「基本構想」を平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間、「基本計画」は前期 5 年、後期 5 年となっている。

第 3.2-37 表 施策の構想概念

基本理念	将来都市像	施策の内容	
市民力・地域力によるまちづくり	海と緑にかこまれたここちよい唐津	快適な生活と安全・安心のまちづくり	①消防防災体制の整備 ②地域防災力の向上と充実 ③自然と調和する快適な生活環境の保全 ④中心部から各地域への交通網の整備 ⑤安らぎと安心をあたえる住環境の整備
		全ての産業が調和して活き活き働けるまちづくり	①後継者が育つ魅力ある農林水産業の振興 ②地域の魅力アップによる商工業の活性化 ③地域資源を最大限に活用した新分野への進出
		生涯と通じてここちよく暮らせるまちづくり	①市民のこころとからだの健康づくり ②安心して出産や子育てができる環境整備 ③高齢者が元気で暮らせる環境づくり ④障がいのある人の自立と社会参加を促進
		生きる力に満ちた人をはぐくむまちづくり	①地域の将来を担う人材の育成 ②生涯を通じて知識が習得できる学習環境の整備 ③住民の生きがいとふれあいを生む地域コミュニティの形成 ④人権教育、人権啓発の推進
		歴史と文化が輝く観光のまちづくり	①唐津らしさが輝く観光のまちづくりを促進 ②文化活動の継承と文化交流を促進 ③スポーツ環境の充実とスポーツ交流の促進 ④自然、歴史を活かした景観等の整備 ⑤交流拠点としての港湾の整備
		市民の力を最大限に引き出すまちづくり	①男女共同参画を推進し、女性も男性も活き活きと働ける環境づくり ②市民との協働によるまちづくり ③市民参画につながる公報公聴の充実 ④健全で効率的な財政基盤の強化

〔「第 2 次唐津市総合計画」(唐津市、平成 27 年)より作成〕

### ③ 唐津市環境基本計画

唐津市では、「先人から受け継いだ豊かな環境をより良くしていくとともに次の世代に確実に引き継いでいく」ため、平成 17 年に「唐津市環境基本条例」（平成 17 年唐津市条例第 186 号）が制定されている。この条例では、環境の保全について、第 3.2-38 表に示す基本理念を定めるとともに、条例第 7 条に基づき「唐津市環境基本計画」が策定されている。「唐津市環境基本計画」は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間の計画として策定されていたが、環境を取り巻く状況等の変化に対応し、唐津の豊かな環境を次の世代に確実に引き継いでいくために、平成 26 年に戦略的な計画として見直しが行われ、「唐津市環境基本計画【改訂版】」（唐津市、平成 26 年）が策定されている。目指す姿を実現するための施策の展開は第 3.2-39 表のとおりである。

第 3.2-38 表 3つの基本理念

基本理念	
1	環境の恵沢（恩恵）の享受（利用）と継承
2	市民協働の環境保全
3	地球環境保全の積極的な推進

〔「唐津市環境基本条例」（平成 17 年唐津市条例第 186 号）より作成〕

第 3.2-39 表 施策の展開

基本目標	施策	実施項目
海・山・川と人が響きあう唐津	地球環境保全・再生可能エネルギー等の推進	①地球温暖化の防止、省資源、省エネルギーの推進 ②再生可能エネルギー等の推進
	安全・安心で快適な生活環境の保全	①大気環境の保全 ②水環境・土壌環境の保全 ③玄海原子力発電所周辺環境安全対策 ④化学物質等による環境リスクの低減に向けた取組
	循環型社会の実現	①循環型社会の形成促進 ②環境関連・環境負荷の少ない産業の振興 ③安全・安心な廃棄物対策
	多様な自然環境の保全と活用	①生息・生育環境の保全・再生・創出 ②普及と活用
	豊かな自然資産・文化的資産を活用した地域活性化	①自然資産・文化的資産を活かした観光振興 ②地域資源を活かした都市農村交流の推進 ③地域づくりに取り組む人材育成
	環境を考えて行動する人づくり	①環境教育・環境学習等の推進 ②各主体のネットワークによる環境への取組の推進
	環境にやさしい風土を活かした地域づくり	①山から平地、まちなか、海までつながるよりよい環境づくり ②環境負荷低減に向けた生活圈・交通体系づくり
	環境負荷の少ない社会を支えるしくみづくり	①環境情報の充実 ②危機管理体制の充実 ③多様な環境保全の手法の活用

〔「唐津市環境基本計画【改訂版】」（唐津市、平成 26 年）より作成〕

#### ④ 伊万里市総合計画

伊万里市では、「新たな時代の要請に柔軟に対応し、個性あふれる伊万里市づくりを進めていく」ため、その指針となる「第5次伊万里市総合計画」(伊万里市、平成26年)が策定されている。「第5次伊万里市総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されており、平成21年度を初年度として、おおむね平成30年度を目標年次としている。また、計画期間は基本構想の期間を前期計画と後期計画の各5年間に分けられており、前期基本計画の見直しを行い、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画期間とする後期基本計画を策定している。計画の体系は第3.2-40表のとおりである。

第3.2-40表 施策の構想概念

基本理念	将来都市像	施策の内容		
市民との協働による安心と豊かさの創造	活気あふれるひとが輝く安らぎのまち伊万里	安心で健やかな暮らしづくり	①地域福祉の充実 ③障害者支援の充実 ⑤低所得者福祉の推進 ⑦医療体制の充実	②高齢者支援の充実 ④子育て支援の充実 ⑥保健活動の推進
		創造的で心豊かなひとづくり	①生涯学習の推進 ③学校教育の推進 ⑤人権教育と啓発の推進 ⑦文化財の保護と活用	②青少年の健全育成の推進 ④スポーツの振興 ⑥文化活動の推進
		活気あふれる産業づくり	①農業の振興 ③水産業の振興 ⑤商業の振興 ⑦貿易の振興	②林業の振興 ④工業の振興 ⑥観光の振興
		安全で快適な地域づくり	①道路・交通体系の整備 ③上水道の整備 ⑤公園等の整備 ⑦下水道等の整備 ⑧ごみの減量化と廃棄物の適正な処理 ⑨環境保全活動の推進 ⑪防災の推進 ⑬防犯活動の推進	②港湾機能の整備 ④都市景観の形成 ⑥居住空間の整備 ⑩消防・救急体制の充実 ⑫交通安全対策の推進
		自立と協働のまちづくり	①適正な情報公開と広報広聴の充実 ②市民と行政との協働 ④男女協働参画社会の形成 ⑤効率的な行財政の運営	③まちづくりの担い手の育成 ⑥自立した行政経営の確立
		後期基本計画において追加する主要な取組	①自然災害や原子力災害を想定した防災対策による市民の安全と安心の確保 ②伊万里湾の特性を生かした地域の活性化 ③市内外における交通ネットワークの拡充による都市機能の向上 ④福岡都市圏を対象とした観光戦略を展開による交流人口の増加 ⑤持続可能な農業経営の実現 ⑥市民の健康長寿の実現に向けた取組 ⑦効果的かつ効率的な行財政運営	

〔「第5次伊万里市総合計画後期基本計画」(伊万里市、平成26年)より作成〕

### ⑤ 伊万里市環境基本計画

伊万里市では、「今日の環境問題に対処し、市民、事業者、CSO や行政が一体となって、人と自然が共生できる良好な環境を保全し、再生、創造することにより、環境の恵みを将来に引き継ぐ」ことを目指し、平成 18 年に「伊万里市環境基本条例」（平成 18 年伊万里市条例第 23 号）が制定されている。この条例の第 10 条に基づき「伊万里市環境基本計画」が策定されていたが、計画策定から 10 年経過し、環境を取り巻く状況等の変化に対応し、今後の施策の展開方法と具体的な取り組み内容を盛り込み、良好な環境を将来へ継承するとともに、人と自然が共生できるまちづくりを推進する計画として見直しが行われている。新たに策定された「第 2 次伊万里市環境基本計画」（伊万里市、平成 28 年）において、目指す姿を実現するための施策の展開は第 3.2-41 表のとおりである。

第 3.2-41 表 施策の展開

環境都市像	基本目標	実施項目
豊かな自然と人が共生するまち・伊万里	水・空気がおいしい まち伊万里 (生活環境)	①大気、水、土壌の保全 ②騒音、振動、悪臭対策 ③ペット等飼育マナーの向上
	地域の風土を活かした 美しいまち伊万里 (まちなみ環境)	①清掃、美化意識の推進 ②歴史的まちなみの利活用 ③公園、緑地（みどり）の整備
	豊かな自然があふれる まち伊万里 (自然環境)	①自然環境の保全 ②生物多様性の確保
	地域にやさしい まち伊万里 (地球環境)	①省エネルギー、地球温暖化対策 ②再生可能エネルギーの導入 ③省資源化対策、循環型社会の構築
	次の世代を考える まち伊万里 (地球保全全体)	①環境学習と保全活動の推進 ②環境意識の向上

〔「第 2 次伊万里市環境基本計画」（伊万里市、平成 28 年）より作成〕



## 2. 自然関係法令等

### (1) 自然保護関係

#### ① 自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周囲における「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づく自然公園の指定状況は、第3.2-42表及び第3.2-12図のとおりであり、「八幡岳県立自然公園」及び「天山県立自然公園」が指定されている。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第1種特別地域：特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第2種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

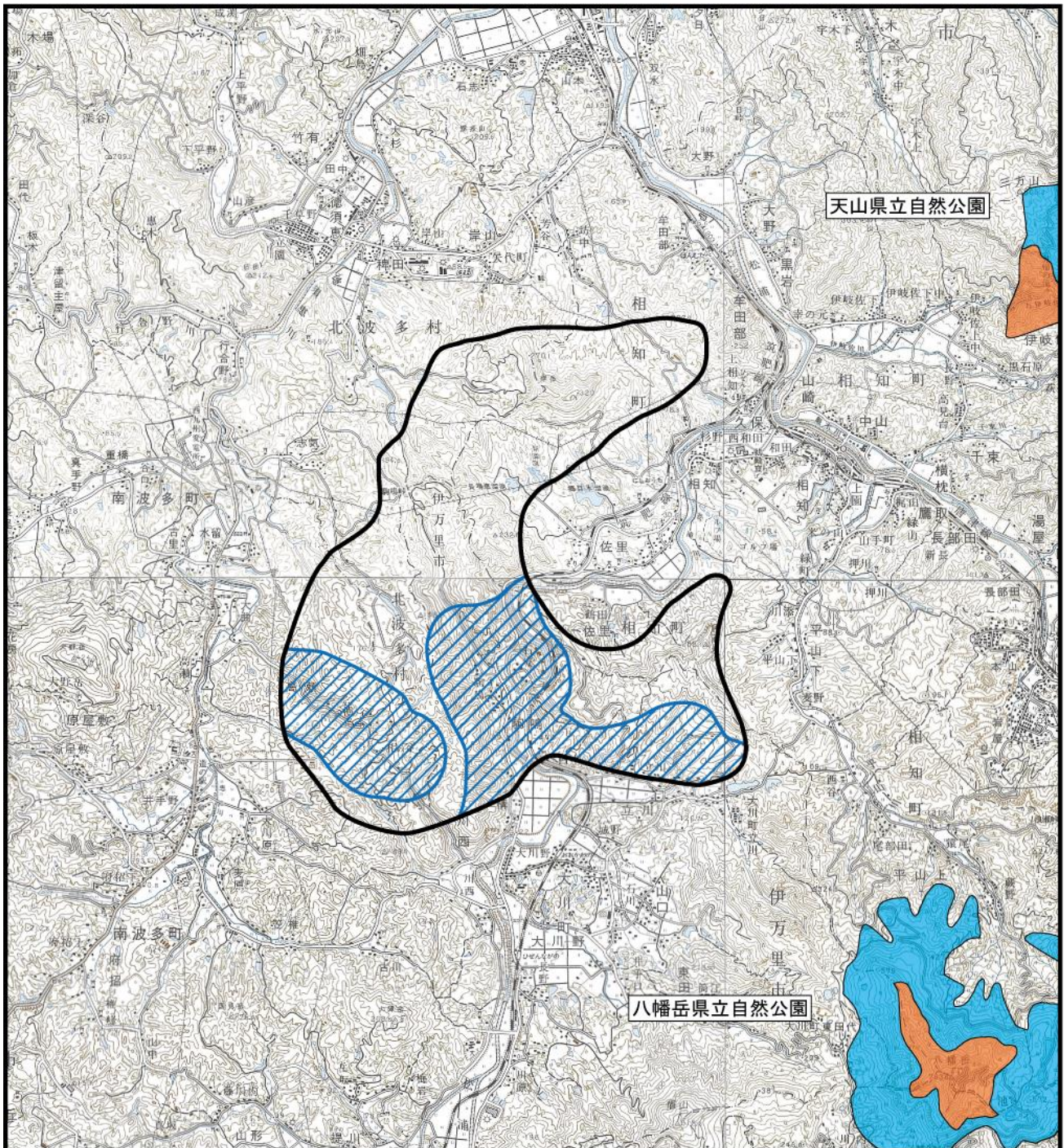
第3種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域(バッファゾーン)。



第3.2-42表 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	面積 (ha)	概要	関係市
八幡岳県立自然公園 (昭和45年10月1日)	860 (特別地域109、 普通地域751)	県のほぼ中央に位置する八幡岳(標高764m)が中心的な存在で、山頂からの展望は肥前といわれるほどの絶景を誇っている。巨岩奇岩も多く、山頂には砥石(松浦砥石)の切り出し場がある。原野ではヤマツツジ、斜面が急な北側にはケヤキ、イロハモミジ、チドリノキなど多彩な自然林が残り、南斜面の林床には7月頃オオキツネノカミソリの群落を見ることができる。山腹の高原地帯や女山の山麓にはキャンプ場があり、行楽スポットとなっている。	唐津市 多久市 伊万里市 武雄市
天山県立自然公園 (昭和45年10月1日)	4,930 (特別地域567、 普通地域4,363)	経ヶ岳、脊振山に次いで高い秀峰天山(1,046m)がそびえ、草原が広がる山頂からの眺望と眼下に佐賀平野が広がる。公園の西には3つの池を山頂に持つ作礼山(887m)が一角を占め、天山とともに登山やハイキングのスポットとして親しまれている。	佐賀市 唐津市 多久市 小城市

〔「佐賀県の自然公園」(佐賀県HP、閲覧：平成29年7月)より作成〕



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (風力発電機の設置対象外)

自然公園

-  特別地域
-  普通地域

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



〔「国土数値情報 (自然公園地域データ)」(国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成29年7月)より作成〕

第 3.2-12 図 自然公園の状況

② 自然環境保全法に基づく保全地域

事業実施想定区域及びその周囲には「自然環境保全法」(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年条約第7号)の第11条2の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号)の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号)に基づく鳥獣保護区は第3.2-43表及び第3.2-13図のとおりであり、事業実施想定区域に岸岳鳥獣保護区がある。

第3.2-43表 鳥獣保護区の指定状況

名称	区分	面積 (ha)	期限
下千田鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	1	平成31年10月31日
岸岳鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	24	平成32年10月31日
稗田鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	10	平成35年10月31日
八幡岳鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	75	平成35年10月31日

「鳥獣保護区等の位置」(佐賀県HP、閲覧：平成29年7月)

「第11次鳥獣保護管理事業計画書(案)」(佐賀県HP、閲覧：平成29年7月)

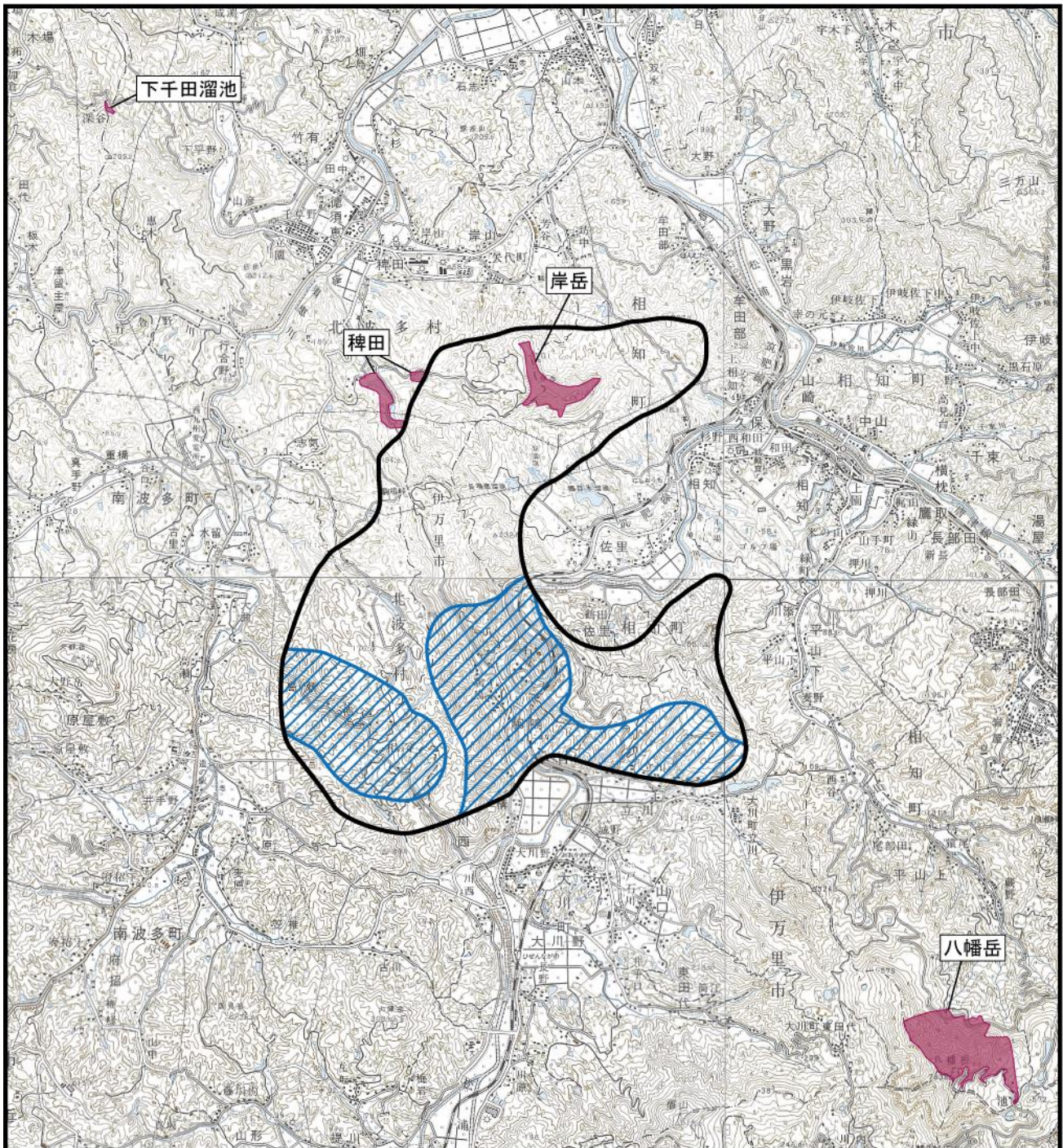
「第12次鳥獣保護管理事業計画書」(佐賀県HP、閲覧：平成29年7月)より作成

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区




事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)に基づく生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年条約第28号)に基づく湿地の区域はない。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (風力発電機の設置対象外)
-  鳥獣保護区

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



「鳥獣保護等の位置」(佐賀県 HP、閲覧:  
平成 29 年 7 月) より作成

第 3.2-13 図 鳥獣保護区等の指定状況

## (2) 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域及びその周囲における文化財保護法（昭和25年法律第214号）等に基づく史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観の状況は第3.2-44表及び第3.2-14図のとおりであり、事業実施想定区域に「肥前陶器窯跡」、「岸岳城跡」及び「岸岳古窯跡（道納屋窯跡）」がある。

また、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は第3.2-45表及び第3.2-15図のとおりである。

第3.2-44表 事業実施想定区域及びその周囲における  
史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観

指定区分	種 類	名 称	所在地
国	史 跡	肥前陶器窯跡 （皿屋窯跡、皿屋上窯跡、 帆柱窯跡、飯洞甕上窯、飯 洞甕下窯）	唐津市北波多稗田
		唐津松浦墳墓群	唐津市半田、宇木、桜馬場、呼子町大友
	重要文化的景観	蕨野の棚田	唐津市相知町平山上
	天然記念物	カラスバト	地域を定めない
県	史 跡	鶴殿石仏群	唐津市相知町相知
		岸岳城跡	唐津市相知町佐里、北波多岸山
		岸岳古窯跡（道納屋窯跡）	唐津市相知町佐里上、岸岳国有林
		獅子城跡	唐津市厳木町岩屋・浪瀬
		茅ノ谷1号窯跡	松浦町山形8406ほか
唐津市	史 跡	双水柴山古墳	唐津市群双水字柴山
		久里双水古墳	唐津市双水字サコ
		田中親王塚古墳	唐津市北波多田中
		山彦磨崖石仏群	唐津市北波多山彦
		北条氏房墓碑	唐津市相知町黒岩
		立石観音	唐津市相知町相知字立石
		五百羅漢	唐津市相知町平山
	池の観音	唐津市相知町平山上	
天然記念物	志気の大シャクナゲ	唐津市北波多志気	
伊万里市	史 跡	阿房谷下窯跡	伊万里市松浦町大字山形字筆谷
	天然記念物	梅岩のヒラドツツジ	伊万里市松浦町提川

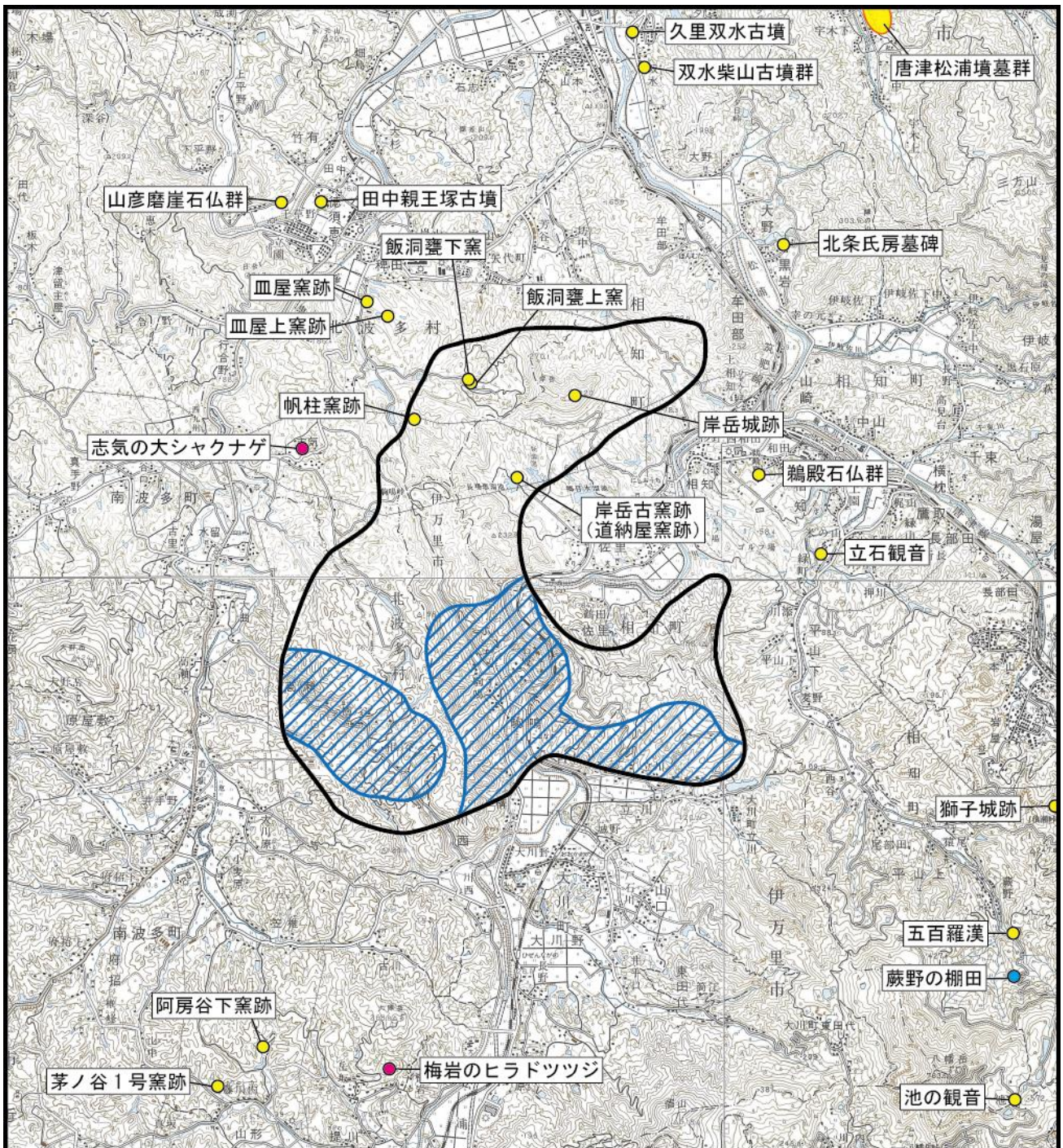
「佐賀県の文化財」（佐賀県 HP、閲覧：平成29年7月）

「唐津市の各種統計（教育・文化）」（唐津市 HP、閲覧：平成29年7月）




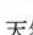

「統計伊万里（平成28年）」（伊万里市 HP、閲覧：平成29年7月）

「文化財」（伊万里市 HP、閲覧：平成29年7月）

より作成



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (風力発電機の設置対象外)
-  史跡
-  天然記念物
-  重要文化的景観

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



「佐賀県の文化財」(佐賀県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)  
 「唐津市の各種統計 (教育・文化)」(唐津市 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)  
 「統計伊万里 (平成 28 年)」(伊万里市 HP、閲覧：平成 29 年 7 月)  
 より作成

第 3.2-14 図 史跡・名勝・天然記念物の状況

第 3.2-45 表(1) 事業実施想定区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

番号	遺跡名	所在地	遺跡種別	時代
1	天狗谷遺跡	唐津市北波多行合野字天狗谷	散布地	古墳、中世
2	銅金谷遺跡	唐津市北波多行合野字銅金谷	散布地	古墳、中世
3	行合野大久保遺跡	唐津市北波多行合野字大久保	散布地	古墳、中世
4	前遺跡	唐津市北波多行合野字前	散布地	古墳
5	土元遺跡	唐津市北波多行合野字土元	散布地	縄文、弥生
6	中ノ瀬遺跡	唐津市北波多志気字吉田	散布地	縄文
7	平野谷遺跡	唐津市相知町牟田部字平野谷	散布地	縄文、弥生
8	六郎屋遺跡	唐津市相知町牟田部字六郎屋	墳墓	弥生、古墳
9	六郎屋経塚	唐津市相知町牟田部字平野谷	経塚	中世
10	坊中五輪塔	唐津市相知町牟田部字坊中	墳墓	近世
11	稗田遺跡	唐津市北波多稗田字稗田、杭木、川畦	散布地	弥生、古墳、奈良、中世
12	佐々木城跡	唐津市北波多稗田字佐々木	城館跡	中世
13	佐々木遺跡	唐津市北波多稗田字佐々木行合野字牛ヶ谷	城館跡	古墳、中世
14	杉谷遺跡	唐津市北波多稗田字杉谷	散布地	古墳、中世
15	皿屋窯跡	唐津市北波多稗田字杉谷	窯跡	近世
16	波多城跡	唐津市北波多稗田字裏ノ谷、杉谷、畑中	城館跡	中世
17	皿屋上窯跡	唐津市北波多稗田字杉谷	窯跡	近世
18	甲城跡	唐津市北波多稗田字佐々木、畑河内	城館跡	中世
19	甲城遺跡	唐津市北波多稗田字畑河内	散布地	縄文、弥生
20	畑河内遺跡	唐津市北波多稗田字畑河内、行合野字中村	散布地	縄文
21	倉谷遺跡	唐津市北波多稗田字倉谷	散布地	縄文
22	池石遺跡	唐津市北波多志気字池石	散布地	縄文
23	辻ノ上遺跡	唐津市北波多志気字辻ノ上	散布地	縄文
24	志気裏ノ谷遺跡	唐津市北波多志気字裏ノ谷	散布地	縄文
25	志気前田遺跡	唐津市北波多志気字前田、大久保	散布地	縄文、弥生、古墳、奈良、中世
26	芋木場遺跡	唐津市北波多志気字芋木場、三ツ石	散布地	縄文
27	志気川頭遺跡	唐津市北波多志気字川頭	散布地	縄文
28	鮎帰り遺跡	唐津市北波多稗田字鮎帰り	散布地	縄文
29	帆柱窯跡	唐津市北波多稗田字帆柱(国有林)	窯跡	近世
30	飯洞甕下窯	唐津市北波多稗田字帆柱	窯跡	近世
31	帆柱(飯洞甕)遺跡	唐津市北波多稗田字帆柱	散布地	縄文
32	飯洞甕上窯	唐津市北波多稗田字帆柱	窯跡	近世
33	岸岳城跡	唐津市北波多稗田、岸山(国有林)、相知佐里字岸岳、牟田辺(国有林)	城館跡	中世、近世
34	おまん塚	唐津市相知町佐里字岸岳	塚	近世
35	佐里大谷遺跡	唐津市相知町佐里字大谷	散布地	縄文、弥生
36	大谷窯跡	唐津市相知町佐里字大谷	窯跡	近世
37	大谷砦跡	唐津市相知町久保字猿渡、佐里字鋸坂	城館跡	中世
38	長場免遺跡	唐津市相知町佐里字長場免	散布地	縄文
39	長場免溜池遺跡	唐津市相知町佐里字長場免	散布地	縄文
40	平松窯跡	唐津市相知町佐里字平松	窯跡	近世
41	道納屋窯跡	唐津市相知町佐里字岸嶽	窯跡	近世
42	赤地坂遺跡	唐津市相知町佐里字岸岳、赤地坂	散布地	縄文
43	明神遺跡	唐津市相知町佐里字明神	散布地	縄文
44	佐里藤原遺跡	唐津市相知町佐里字藤原	散布地	縄文
45	湯ノ木曾遺跡	唐津市相知町佐里字湯ノ木曾	散布地	弥生

第 3.2-45 表 (2) 事業実施想定区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

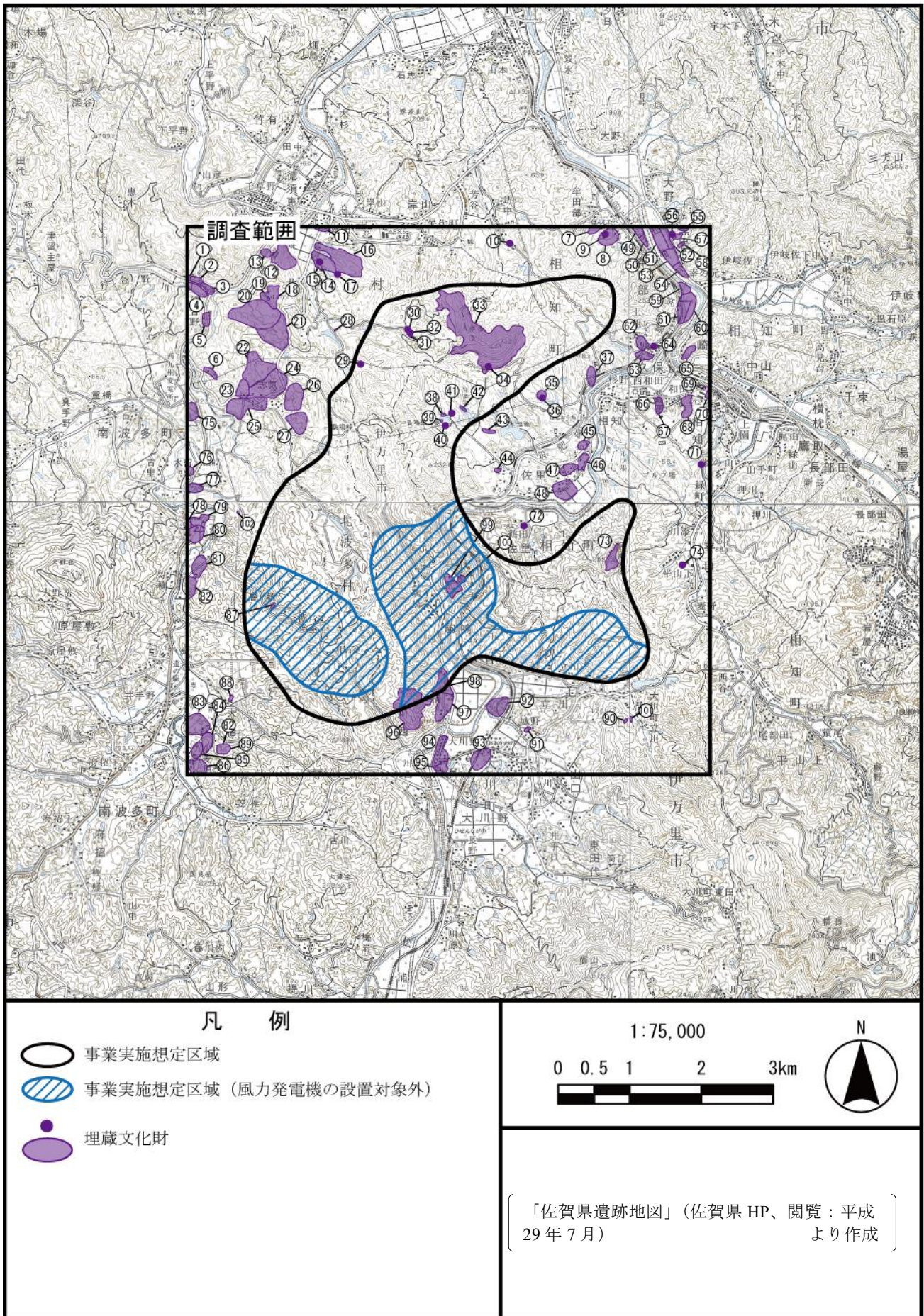
番号	遺跡名	所在地	遺跡種別	時代
46	佐里辻遺跡	唐津市相知町佐里字辻	散布地	弥生、中世
47	岩谷遺跡	唐津市相知町佐里字岩谷	散布地	縄文、弥生
48	寺ノ前遺跡	唐津市相知町佐里字前田、寺ノ前、小屋ノ前、郷ノ元	散布地	縄文
49	牟田部古川遺跡	唐津市相知町牟田部字古川	散布地	弥生
50	上古川遺跡	唐津市相知町牟田部字上古川	散布地	弥生
51	舞鶴遺跡	唐津市相知町黒岩字舞鶴	散布地	弥生、古墳
52	黒岩前田遺跡	唐津市相知町黒岩字前田	散布地	弥生、古墳
53	黒岩日焼遺跡	唐津市相知町黒岩字日焼	散布地	弥生、古墳
54	下石原遺跡	唐津市相知町黒岩字下石原	散布地	弥生、古墳
55	平原遺跡	唐津市相知町黒岩字平原	散布地	縄文、弥生、古墳
56	菅神社一字一石塔	唐津市相知町黒岩字峰	経塚	近世
57	峰遺跡	唐津市相知町黒岩字峰	散布地	縄文、弥生、古墳
58	小合丸遺跡	唐津市相知町黒岩字小合丸	散布地	弥生、古墳
59	煤井野遺跡	唐津市相知町牟田部字煤井野	散布地	弥生
60	畠ヶ田遺跡	唐津市相知町久保字畠ヶ田	散布地	弥生
61	上煤井野遺跡	唐津市相知町久保字上煤井野	散布地	弥生
62	平野遺跡	唐津市相知町久保字平野	散布地	弥生、中世
63	西ノ前遺跡	唐津市相知町久保字西ノ前	散布地	弥生、中世
64	おたちさま	唐津市相知町久保字平野	墳墓	中世
65	山崎砦跡	唐津市相知町中山字山崎	城館跡	中世
66	鶯殿石仏群	唐津市相知町相知字和田	社寺跡・磨崖仏	中世
67	鶯殿岩陰遺跡	唐津市相知町相知字和田	散布地	縄文
68	天徳山遺跡	唐津市相知町相知字天徳	散布地	縄文
69	相知観世音堂板碑	唐津市相知町相知字本町	墳墓	中世
70	相知氏館跡	唐津市相知町相知字天徳	城館跡	中世
71	立石岩陰遺跡	唐津市相知町相知字亀ノ戸	散布地	縄文
72	鶴田六地蔵・五輪塔	唐津市相知町佐里字西ノ平	墳墓	中世、近世
73	日高地山城跡	唐津市相知町佐里字イコノ平、平山下字群石	城館跡	中世
74	裏ノ谷窯跡	唐津市相知町平山下裏ノ谷	窯跡	近世
75	大尾遺跡	伊万里市南波多町大字水留字大尾	散布地	縄文
76	山際遺跡	伊万里市南波多町大字水留字山際	散布地	縄文
77	東ノ前遺跡	伊万里市南波多町大字水留字東ノ前	散布地	縄文、中世
78	裏原遺跡	伊万里市南波多町大字大曲字裏原	散布地	縄文
79	大曲城館跡	伊万里市南波多町大字大曲字多知	城館跡	中世
80	辻遺跡	伊万里市南波多町大字大曲字辻	散布地	中世
81	東田原遺跡	伊万里市南波多町大字高瀬字東田原	散布地	縄文
82	大木場遺跡	伊万里市南波多町大字高瀬字大木場	散布地	縄文
83	南波多前田遺跡	伊万里市南波多町大字大川原字前田	散布地	縄文
84	野中遺跡	伊万里市南波多町大字大川原字野中	散布地	縄文
85	淵ノ上遺跡	伊万里市南波多町大字大川原字淵ノ上	散布地	縄文
86	萩城野遺跡	伊万里市南波多町大字笠椎字萩城野	散布地	縄文
87	櫓ノ谷窯跡	伊万里市南波多町大字高瀬字櫓切	窯跡	近世
88	大川原窯跡	伊万里市南波多町大字大川原字山ノ口、柳ノ谷	窯跡	近世
89	山ノ上遺跡	伊万里市南波多町大字大川原字山ノ上	散布地	縄文
90	西本谷上窯跡	伊万里市大川町大字立川字原	窯跡	近世



第 3.2-45 表(3) 事業実施想定区域及びその周囲における周知の埋蔵文化財

番号	遺跡名	所在地	遺跡種別	時代
91	烏帽子窯跡	伊万里市大川町大字立川字烏帽子嶽	窯跡	近世
92	城野遺跡	伊万里市大川町大字駒鳴字城野	散布地	縄文
93	中ノ辻遺跡	伊万里市大川町大字大川野字中ノ辻	散布地	縄文
94	大川町遺跡	伊万里市大川町大字大川野字町	集落跡	中世、近世
95	大川野南氏館	伊万里市大川町大字大川野字町	城館跡	中世
96	日在城	伊万里市大川町大字川西字古城	城館跡	中世
97	構遺跡	伊万里市大川町大字川西字構	散布地	縄文、奈良、平安、中世
98	峰遺跡	伊万里市大川町大字川西字峰	散布地	縄文、奈良、平安、中世
99	石坂遺跡	伊万里市大川町大字駒鳴字石坂	散布地	縄文
100	駒鳴石坂井堰跡	伊万里市大川町大字駒鳴字石坂	水利施設	近世
101	西本谷下窯跡	伊万里市大川町大字立川字原	窯跡	近世
102	見向遺跡	伊万里市南波多町水留字見向塚	塚	近世

〔佐賀県遺跡地図〕(佐賀県 HP、閲覧：平成 29 年 7 月) より作成]



第 3.2-15 図 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

### (3) 景観保全関係

#### ① 景観計画区域

唐津市は、平成 17 年に景観行政団体となり「唐津市景観計画」（平成 20 年 1 月）を策定するとともに「唐津市景観まちづくり条例」（平成 19 年唐津市条例第 46 号）を施行し、唐津市全域が「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条の規定により定められた景観計画区域に指定されている。事業実施想定区域及びその周囲には、先導的に取り組むエリアの 1 つの「松浦川沿川エリア」があり、岸岳城跡・波多城跡及び古窯の森公園周辺は重要地区となっている。

#### ② 風致地区

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）により指定された風致地区はない。

### (4) 国土防災関係

#### ① 森林法に基づく保安林

「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林の指定状況は第 3.2-16 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に保安林が存在している。

#### ② 砂防法に基づく砂防指定地

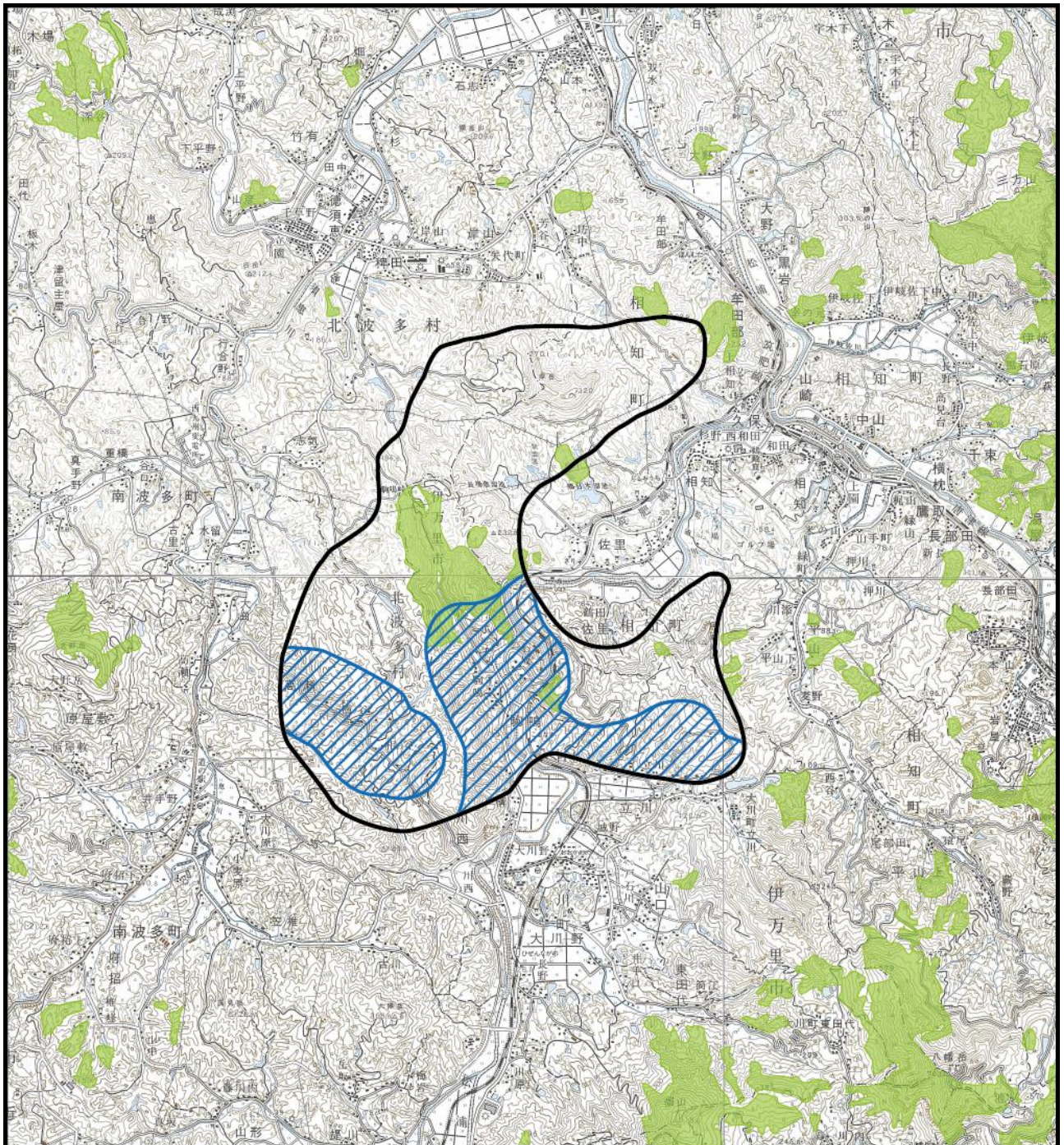
事業実施想定区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地は第 3.2-17 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に砂防指定地が存在している。

#### ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域




事業実施想定区域及びその周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は第 3.2-17 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。

#### ④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域は第 3.2-17 図のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に地すべり防止区域が存在している。



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域 (風力発電機の設置対象外)
-  保安林

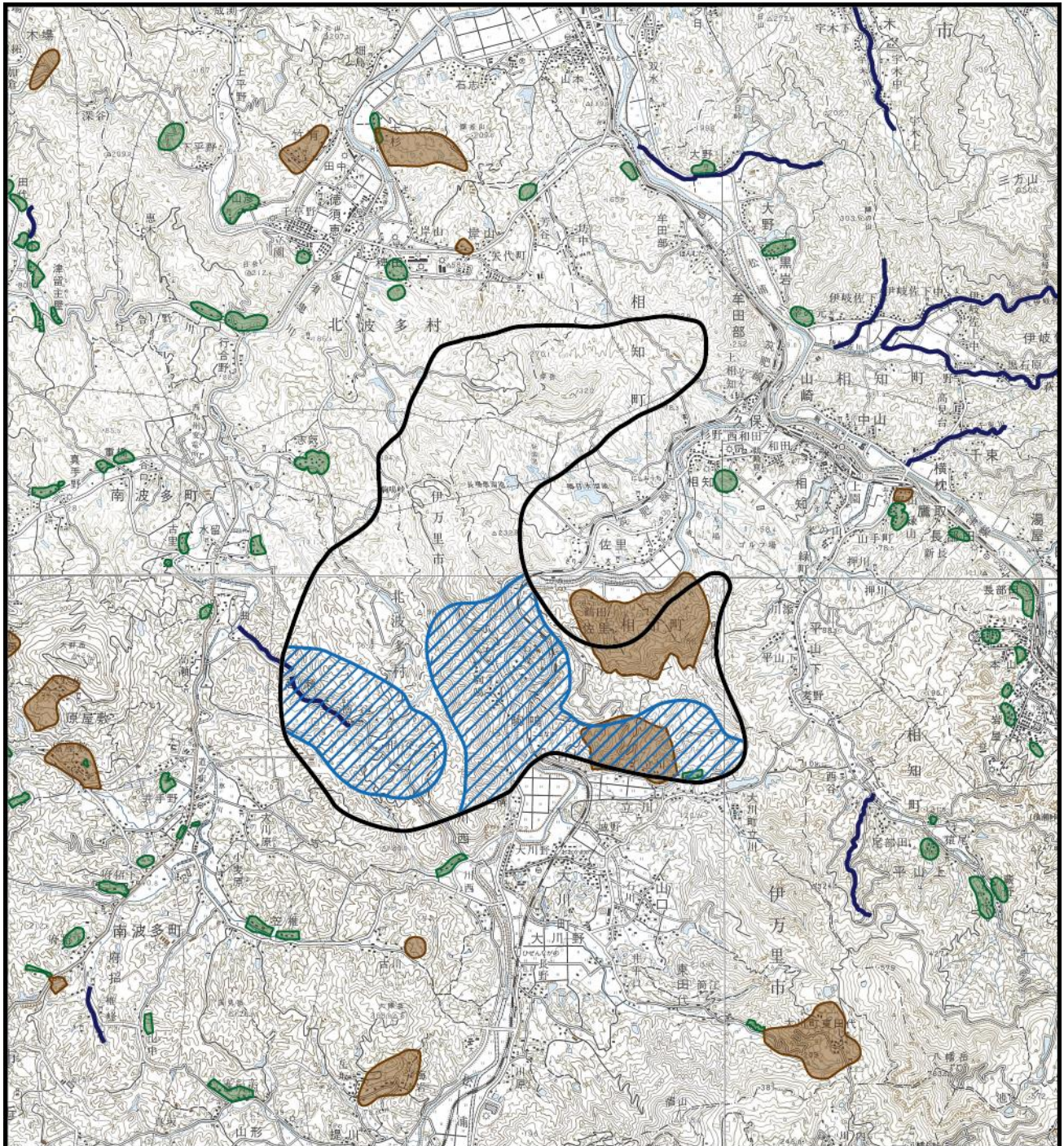
1:75,000

0 0.5 1 2 3km








「国土数値情報 (森林地域データ)」(国土交通  
省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 29 年  
7 月) より作成

第 3.2-16 図 保安林の指定状況



凡 例

-  事業実施想定区域
-  事業実施想定区域（風力発電機の設置対象外）
-  砂防指定地
-  地すべり防止区域
-  急傾斜地崩壊危険区域

1:75,000

0 0.5 1 2 3km



佐賀県へのヒアリング：平成 29 年 8 月

より作成

第 3.2-17 図 砂防指定地等の状況

### 3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると第3.2-46表のとおりである。

第3.2-46表 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無			
			唐津市	伊万里市	事業実施想定区域及びその周囲	事業実施想定区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	○	○	○
		農業地域	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	○	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	○	×	×
		公害防止計画	×	×	×	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	○	○
		振動規制法	規制地域	○	○	○
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×	×	×
		悪臭防止法	規制地域	○	○	○
	土壌汚染対策法	要措置区域	○	×	×	×
		形質変更時要届出区域	×	×	×	×
	工業用水法及び建築物用地 下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×
		国定公園	○	○	×	×
		県立自然公園	○	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×
		県自然環境保全地域	○	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○
	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	×	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観	○	○	○	○
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	○	×	○	○
	都市計画法	風致地区	○	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	○

注：○；指定あり、×；指定なし